殘櫻記

全

210.46
B56z

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z

ガラス使用

残櫻記

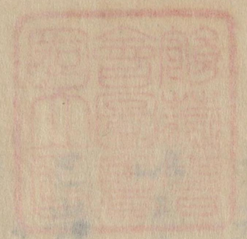

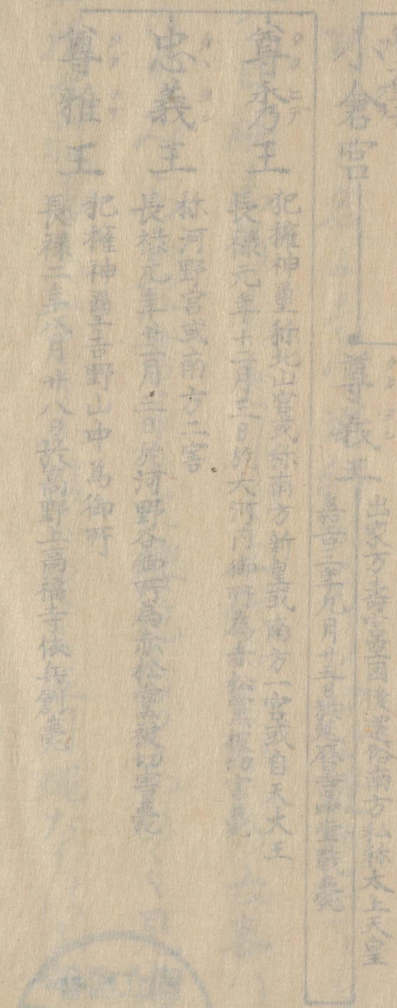

国立国会図書館　タイトル『残桜記』 請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

210.46 B56z

残櫻記

ときの人のよしとなく見そよしこひ〳〵芳野の山もかを宮にはゝと名よそつ足利うあゝ忘を避けれらゝはゆし て天つ日嗣ましゝ先〳〵三代のこかくの古事ゝも ゆそのうゑふる記書ともに櫻花ちりかひく見えて秋 と岩弘木はあち言とふはのやは五月蝿なりさもなふ 世人は言の塵にうつりてやうき木そ恵の花は色香 ハ霞かくまふおゝしくかゝ武国紀まゝ法ときおもを そ秋とゝ義ゝ先たる書ゝあゝ法をつゝてとれりひ立 ゝ書ゝむあゝに心ゝ先ゝ見ゝゝゝゝ秋とゝさて

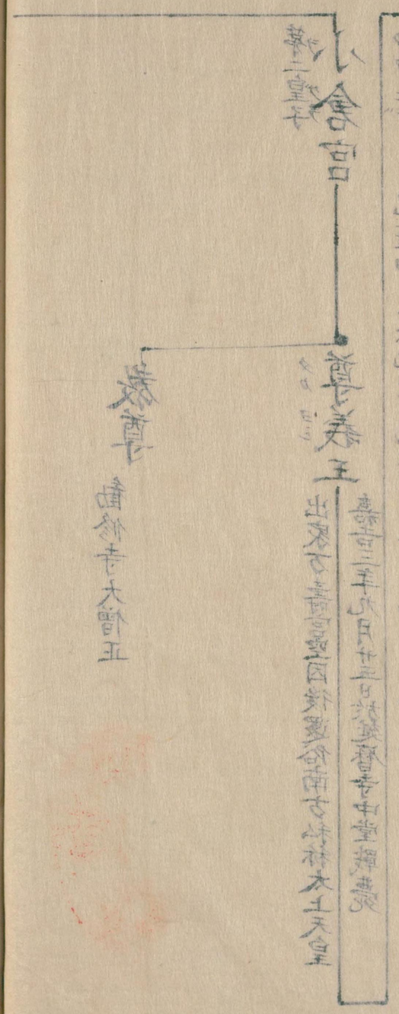

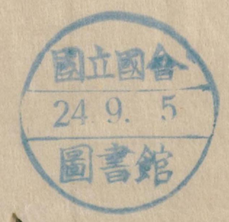

25849

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

たてのゝや道もなき所に生ひほこりたる山蹈れ
ぬるなつみ草もかのりに志をゝし侍る分所を
ひろめりつゝふる江戸のみゝの御さゝひ大草
の公弼ぬし此ちはやくちふ方にあるひ起しこゝを
に南山巡狩録といふ書ふゝきこゝのへら是を我得たる
そゝうきしきや其をゆらそゝの年月をいそしらて多く
れ書のあるゞ中よりみ芳野ちゝ野の宮れ古事ゝ我
ゝく見てよくゝえらひゝくかむゝへるよ紀書にゝ所
ゝゝよゝ家人の志ゝさよなむゆりけるかくゝそゝの中
れ附録と以ふゝ後亀山天皇そゝの芳野れ行宮(カリミヤ)より平(タヒ)

安れ都ゝ還幸(ウツ)ましゝゝさゝ紀ゝ北朝と称(ミヤ)しつる後小松
帝に天つ日嗣譲らを芳ゝひもゝ神寶を授侍ひつ
ゝとなほ日嗣の皇太子れ御事我ゝ免ゆ(ミ)ゝ御契約(オホムチギリ)
ふ違ハ也侍る事ゝゝれ多ゝゝゝゝ芳野の前の天皇
の王子(ミコ)ゝをはしめ其方ゝゝれ武士ゝゝれ世ゝゝ
憤深ゝゝゝありけゝ我を書ゝへら被ゝる中ふ嘉吉
三年ゝ以ふゝゝゝゝゝ神璽ゝ御事ありつゝこと
ハいとゝも由ゝしき禍事れ極(キハミ)ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝか
ゝゝゝゝの乱ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]考へらるる事ども[illegible]ひうそくれ
もけるく事ども[illegible]ちくくちをしきに近きころ
或さかしく[illegible]人ありくうれそそ[illegible]神璽の御申くへ[illegible]いと
ゆきらしきうしくて 云々なるもとのゆゑみもし
あるかしこうを今のゆ附録より引[illegible]る本つ書ふもをつき
また見[illegible]る他書とる[illegible]のむくへそ[illegible]くさ
らまえらひくかくはもるしくもろくるゆを猶見
[illegible]くくる書のおほうるくくたて考へ得さる事も
多うゆえとえるへもてなむ後見む人あくをなほく
く見てよくえらひこうゆへてよ

附言

此書もとはゆきの書こゆ中より抄出(スキ)く其本
文のまくよ舉くるく記し始つをとさてはは事の次第
前後入くみく事實とほりく通(キコ)えかくゆた兩説あ
るこそ此彼考へ合せて謬説とまるきはもてく正説と
ゆあるるく[illegible]ゆ事はあるくたしくさを
わて注さるふてうすりくまからはきのうるり
ものそうゆる巻うふるあるるをはらぬくるを
おくちまるかくこをゆれるひくそそれるひくゆりては
らよ約(ツヅヤカ)にえらひて書くゆるるるゆるくさく其本書と

その記しざまこれと彼と精きと粗きとはたゝひとつを
まゝ文體もこゝろしく形ちはたゝら事實なるかゆゑ
はとゝゝく書ゆゝゝゝ

毋その不義を思みく。やがて逐ひ返しけるよし記せり。ぱて此身人部といふハ。ふ了御隨身よく。家号を水口と称ふ其ゝが古き家譜ゑ書記せる趣なり。但し日野資朝卿ゑ前ゑ元弘二年佐渡國ゑく失ゐるれゑへる由。書ゑもゑ見えゑゑ。此家譜ふ然記せるも。實ハよくさらゑ。佐渡を遁ゑ出ゐるゑて。此時の御供仕奉ゑひゑゑふ。やゑさらぎハ御子資光卿なりゑ。父の御名ゑ混へて謬ゑ語ゑ傳たるゑふをゆらざるゑ。さゑく又上件の御事ハ。ふとゑもか。こゑき御秘事ゑ。世ゑきゑもあゑらざゑきゑ。書ゑもゑ記し傳へざりけるゑ然ることゑゑ。たまゑもの形ゑるゑ。志のわゑ今ゆゑりゑ申さむ事ハ。ふゑかゑあゑ見ゑざゑなゑ。かゑる事ゑて。そゑ大御世ゑゆゑりてその書添ゑゆゑ。御事をかこゑもゑあゑるひゑゑ奉ゑあゑふ。なかこ

後村上天皇。後亀山天皇の三代のゑゑ。

行宮に御在坐て。皇統知食ゑし事五十七年ゑ當ゑる。

元中九壬申年ゑ。むゑびく。既に足利がはゑらむふて。京ゑ取立置奉ゑる北朝ゑ称に御ゑちふゑたゑ〜ゑ〜ゑ。後小松帝ゑ御和睦ゑらむ事ゑ。武家御中ゑゑく。當時武家將軍足利義滿 大内仆多ゑ良義弘ゑ。ゑく請奏〜奉ゑゑり。さゑゑ前ゑ後嵯峨天皇の御むきてふゑ在來しゑゑく。此後大覺寺殿ゑ持明院殿ゑの御流かゑふ〜〜 御世ゑ知食ゑ法〜し。大覺寺殿ゑ申ゑ。後宇多天皇の御別号ふく。後醍醐天皇ゑゑゑゑの第二の皇子ゑ坐ゑ〜き。持明院殿ゑ申ハ伏見天皇の御別号ふく。北朝の帝ゑふゑゑ其御流なり。ゑて後宇多天皇ハ亀山天皇ゑ皇子ゑ坐し。伏見天皇ゑ後深草天皇の皇子ゑ坐して。ゑゑに後嵯峨天皇の皇孫ゑ坐ま〜き。ゑの秋で此ゑびハ皇子を後亀山天皇のゑゑ御養君ゑ〜く。太子ゑ立進らゑを申ゑる所ゑたり。いかで都ゑ還幸ゑゆゑりて。北朝ゑ今のみゑゑ後小松帝に御讓位の

25849

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z

ガラス使用

義をもて神器を御譲渡しまをすべし。先皇は
禮儀をもて。尊号を奉らるべし又吉野十津川の御領以前
ちぎりを知食るべしとの御事申さるべ。其旨かをく御
契約のうへ。御和睦御合體はるべきよし聞召はまをひ
ふるを。ほどなくより同年十月廿八日後亀山天皇吉野
賀名生の行宮を出たまをを。閏十月二日。都へ還幸なし
まをはり。さ様ぞを内裏ふを入らせ給ひぬ。即日洛
外に出給ひ。嵯峨の大覺寺殿へ渡御坐まをけるかくて
同五日。御契約ちぎりを後小松天皇に御譲位の義を以て。
神器を御譲渡はるる。此時大内義弘奉るる。御輿長十人。
駕輿丁卅五人を率て参る。神器を

迎たてまつりはる由。有職抄に引たる。大外記師量記に見え
たり。はるかに神器を授たまをすをたよりなく。上卿日野新大納
言藤原資教卿。参議平知輔朝臣奉ふて。御鎮座の儀を行ひな
ぬ。三箇日御神楽を獻らるる由。東寺王代記に載をる
即その大覺寺殿を仙居と定めさせ給ひぬ。お於ては新
院と称し奉る。かくてを年号は。既に北朝ときこえけ
ると記建らをたりつる明徳三年を。其はるふ行ひなを
き。其後中間一年應永元甲戌年二月廿三日。新院に太上天皇の
尊號を上らる。ぞををくかく御和睦御合體の御事。さら
に御本意とはなりさまをぬを。南朝は皇威漸に衰へさせをひ
けるをりから。北朝方は武家とはぐをくまをしまをし
らをくと請奏をたよりなく。止事得ををぬ乱世のさをを

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

たまゝひの元。あつい天下れ万民の為ゝ。深き叡慮坐
すゝ御事形ゐ法ゝ様ゞ。其はじめ我ふかく推たゝ案
思ひ奉ゞ。元ゝ〳〵。ひさかゝれ。天照坐を大御神れ。
大御慮ようゝいのゝ〳〵ゝ為ゞ此ゞけゝ。志このハゆゝと。吉野
の前朝より。父祖代ゝ大義我重ゝ。忠心ゆりつゝ武士等ハ。
たゝ其憤ゝ我ゞ。ゝかつい武家の謀計よゝゝ。御和
合の事よ及ゞゝりゝむとゝふひゝゝ。口をゝき事ふ
思ふ心の深ゝけ様ゞ。其御方ゞ陸の宮ゝ我申ゝゞん
陸のゝゝゝ。猶吉野ゝゝゝに潜ゝ仕奉ゝゝ。世のゆゝり
ゝゝをゝむ候ひける。然ゝゝ武家ハまれゝ〳〵威権を

恣ふ振元て。上皇我始奉ゝ。南方れ宮ゝを蔑如ゝゝゝゝわらせ。その
ゝゝ。南朝の王子ゝゝれ。ゆくゝゝ我ゝゝれゝゝ〳〵陸ゝゝを。南方宮
と申し。その宮たちゝ。心ゝゝて仕まつるものどもを。
南方の人
という。何よりも重き御契約ゝ違ひゝ。上皇れ皇子我
立太子の御事もゝゝく。陸ゝ其方ゞ陸の武士をゞゆゝふ
ゝあ様ゞたゝほ仇敵のごゝくゝゝゝて形〳〵け様ハ。
宮ゝも御憤ゆり。武士どゝゝゆゝゝ怒を益〳〵て。ゝゝゝを
ゞ宮たち我ゝゝ立奉らむと。企つる意の止難ゝりゝ
ゝゝゞ。武家より計らひ奏ふ依ゝ。應永十九年八
月廿九日。後小松天皇皇子躬仁親王の。僅ゝ十二歳ふあら
ゝゝ。御位を譲らをゝふ。ゝ様称光天皇の御事形

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

後亀山天皇吉野より還幸坐まし〳〵て。御和合御譲位の義とりのべ奉る。明徳三年より。十年に當まる應永八年三月。降誕まし〳〵。同十八年十一月。十一歳ふる。親王にたゝされ奉りしき　たゝの給ての重き御契約ゆ違へゆひたる御事ゆまで。南方ゆ宮こを はじめ武士どもゆ。まゝ更に憤ふる事大うこたらぬ。さるおどに同三十一年四月十二日。後亀山天皇崩ゆ給ひふ。明徳三年より三十三年　その後正長元戊申年七月廿日。称光天皇崩ゆ坐して。在位十六年　皇子おはしまさぬゆ給ば此度こそ。御契約のおゆゝ〳〵。後亀山天皇の第二皇子小倉宮。御位を継給ふ筈ゆ給。さらぬ此宮ゆ御子もおはしまさぬとたのみ給ひておりたる。又〳〵も武家の計らひこそ。

殊さらに持明院殿の御支流ゆ給ふ。伏見宮貞成親王ゆ第一宮ゆ。ゆづりをもゆ給取立参らせ。後小松天皇の御養子ゆ給ふ。親王にぞにさをぬいぬを。同廿八日たゞちに御位に即け奉給ふき。是後花園天皇の御事ゆ。此時小倉宮安らぬおもほしゝ。御子尊義王を御位に即けまゐらむ御慮ゆ。其御子ゆ給牽て伊勢國に下り。國司北畠滿雅朝臣と謀て軍を起し給ひすゝ。滿雅朝臣討死をしまゐりゆれば。力ゆ給御和睦ゆ給ふ。御父子再嶮峨に帰給ぬ。さて其御子某王ハ。後に勧修寺に御入室あらせ教尊と申し。大僧正に任させ給ひき　かくさ給ふ思ひゆ外たる御事ごとゆ。たゞ南方ゆ宮こ。其方ざまの武士の輩望を失ひ。まゝ〳〵深く憤給ふ。もゝ〳〵足利ゆ輩の武家を

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

ゝし。舊は南朝の宮方を取立奉り。後醍醐天皇の叡念をと
はせ奉らむとおぼしさらふ思ひおこすく。時は至るをぞ
待うかゞひける。永享元年の後崇光院御記九月十八日の
條に。楠木（僧體也俗名五郎左衛門尉光正）被召捕上洛。此間
南都に忍居。室町殿御下向為伺申云こと。筒井搦取高名也。為
天下珍重也。廿四日の條に。先日被召捕楠木今夕於六條河原
被刎首。侍所（赤松所司代）六七百人取圍斬之。切手（魚）其體尋常
被斬。先召寄硯紙作頌。幸哉依小人虚詐成大謀高譽珍重
珍重。不來不去楠真空。万物乾坤皆一同。即是甚深無二法。秋
霜三尺斬西風。たのこの月やあとの原は草のうへに。身のよわ
らはてきゆる露うれ。我のこゝのたゞ秋の世にもあとの露。もと
のちつくはうゝる。そゝ。夢のうちに宮はの秋はちそ
ハみつゝ。ろい西に。ひり明の月。永享元九月廿三日楠木五
郎左衛門尉光正常泉見物人河原に充滿。自南都御使立急可
斬之由被仰。其形僧也。頌歌等天下美談也。楠木首四塚に被懸
云こと。記させるまり。今按に光正が事。件の御記をおきてハ書
どもに見ひさらず。世ふひる系圖にも見えず。正儀主の子ら
孫なるふやありけむ。さゝ此ハ去年の正長元年七月七日。

称光天皇崩ゐひ同月廿八日後花園天皇踐祚しのゝむ。はゝちき
に應永卅二年將軍義量卿薨らまゝく。嗣子義教公中間三年を經
て。是年の九月十五日將軍宣下ひり。同月廿二日春日參詣とし
く首途しるする時の事に當まつりに。時はさはをうかゞひ。宮方
の黨類陰軍を催し南都にまつりに待儲けて。義教公を討む
ミきゝるこ。露顕たるふたるこ。然るに光正が頌に。依小人虚詐成
大謀高譽たるこ。ふ。ふは其黨類れ隱謀のひらはまむ事を
おそれまつるまざと然て知らぬるわたるる頌を作まつるそのたゝ
ゐ。かゝて嘉吉三癸亥年に。おとらびく。うれ明德三年より五
十二年に當て。称光天皇
の崩御ひりつる正長元年に。楠次郎某記錄ども字のゝ記し
年より十六年に當まつり。ゝ名を記さゞ。楠氏系
圖を按ずるに。正儀朝臣の二男に二郎左衛門尉正秀。
其子に二郎左衛門正盛大饗西法入道と称する由ゝ。ぬまつら
の中ふやゝ。ひづまふを正儀主れ子ら孫たるすし。大和の越智某等ゝはゞ。吉野
十津川河内紀伊國の者共ゝ。ゝ。小倉宮の第二
の御子尊義王。又其王は第一の御子に。尊秀王と申てゐた

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

しきる紙取立まゐらせ。尊秀王を南方宮と称し。御父尊義王をば太上天皇と尊称して。按ずるに。尊義王は南山巡狩録の附録なり。椿葉記櫻雲記を参考して。万寿寺宮空因と申たる御方の還俗して御事なり。と以ての外たるべき。續神皇正統記に。南朝の皇胤万寿寺の僧金蔵主といひ。天地根元歴代圖に南帝の一族金蔵主と。既て太上皇帝となる由いはれたる此宮の御事歟。後崇光院御記に。此時の事に寺補任に大将は南方高秀也と記せり。奮て南朝の皇統を復し奉らむとぞ企てり。将軍足利義勝朝臣。今年七月二十一日。十歳にて卒。同廿三日尹義政。其時に義成と云。八歳にて嗣立ありし頃の事なり。公家には日野一位入道藤原有光卿南方記傳に日野東洞院一品有親と云同意して。京に在て密に示し合をはりぬ。かくて南方宮方は軍兵三百人ばかり密に京へ忍び入て。

九月廿三日の夜半に内裡に土御門襲をそく。西門より切入る。一手は楠次郎将にて清涼殿に打昇て。一手は越智某将にて局町より打入て。火をかけて切て廻る。此ときに有光卿も相加りぬ。をりふし禁中人々なりて殿上に乱入て。思ふ所ぞ多けれ。さるほどに其軍兵の中より。長刀を打振て主上に近付奉る者ありにるが。忽目眩きたるさまにて。その所へ倒れける所へ。親長季實と云者ども参て。御前に立ふさがり太刀抜て敵を切てはらひ防きたるほどに。主上は御冠を脱ぎ給ひて。女房の姿に御なりきつくろひ給ひて。御徒にて忍びて

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

唐門をのぐ出させ給ふ。親長ハ敵よりを隔ら給ひ。季實公と
もぞ御供すは仕奉るとぞ。其時主上御心ゆく。御みづから
寶劔を錦の袋より取出し。鞘巻繪の御太刀ハ布の袋ふ
入の奉る持せ給ひ。ほく寶劔の入奉りたる錦ハ袋ハ。
かれ鞘巻繪の御太刀ハ入まてもぞと残し置せ給ひけ
る。ほくて典侍を神璽を執奉たてまつる。又その残し置を
ゆ給ふ御太刀ハも取持て遁き出るところを。寄手見つけ
て共ハ奪ひとる。ほく内侍所をも奪ひとると奉るとて。
かくふるまひて出さるふ。神寶ハ取奉るハ。はやく火ハ
懸ようとてハ。やがて清涼殿ハ火を放ちてぞ退けるる。

此時ハ北ゆ。内裏警固の武士共おびゝくハ馳参るとて。退く
寄手を。追討ハ五十三人うちとりぬ。内侍所ハ御辛櫃ハ。ゆら取
奉るとて出るところハ。東門の役人佐ゝ木黒田判官ハ手ハ守返
し奉るとぬ。ほくて寄手を比叡山ハ引上て。中堂ハたてこもり
居る。勝送しる。今度南方ハ宮ハ取立奉るハ依て。内裏ハ推参
したるとて。事の由をぞ申しまるさてまるはきる主
上を危きところを御ハ給ハ。ありて。密ハ裏辻中将某の家
ハ立ようをなひ。やがて廣橋中納言綱光卿の家ハ徒らをな
ひ。ほく其處より御ハのびの腰輿に御しる。近衛前関白
忠嗣公の第ハ入奉せるとぞ。さて世ハ騒動の間

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

なり。人皆ゆきゝ御在所を知るものなうなりき。かくて内侍所は三條殿右大臣實量卿のもとに奏聞ありて。やがて近衛殿の御在所に遷御なり奉らる。主上の御在所を人々新知し奉りて。此彼より馳参りてぞ仕奉りける。國母准后皇子皇女も。別きしくに御道をはかりて。伏見殿一條東洞院の東南に在る御所　烏丸殿北小路万里小路の御所等に遷坐まし〳〵て。同廿六日主上伏見殿に遷御あり。後宮皇子方も御同殿にぞ坐まし〳〵けるが。伏見殿と申は前の上皇の舊院たりしなり。主上は御父貞成親王に進ぜらるる御所なり。此仮皇所にはたゞ一間。文安四年此親王に。太上天皇の尊号を奉りて。御諡を後崇光院と称し奉る御事なりしなり。此時は土御門の内裏炎上たりしうゑ。中間十二年ぶりの御所を仮皇居と定られ。康正二年に内裏新造成就して。七月廿日還幸ましまきき。さてはまた南方宮方は。比叡山は中堂にたて籠りて。山門の僧徒なかたらひ申をもさらに従はぬ。さるほどに京方は軍兵を向けて攻けるに。僧徒も出て加はりてかすりて共に攻めきれど。同廿五日ひたすら中堂を攻落されて。日野有光卿。楠越智等を始めとして討死。或は自害して。尊義王もうしなはれぬ。東寺補任に。大將は南方高秀也。頭取之。と書たるは尊義王の御事とぞ。されども残黨等尊秀王を守護奉て。神璽を擁して大和に出て落行きぬ。さて又あらぬ寶劔をまがへて奪ひたりける御劔をだに清水寺の堂中に遺しおきぬ。一紙の狀を副て。大内の

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

三種の神器みな候。返し申されはべるに。ところをいかに罰ありしかるべくはと。とぞ書きのこしける。寺僧心月房ものを見つけて。廿七日ふ武家へ出しけるぞ。翌る廿八日の夜。管領畠山左衛門督持國をもて奏聞して。仮皇居より還納奉る。明徳の神器御帰座の例なりとぞ。其式をぞ行はるべけるぞ。按ずるに此時御帰座と称する御歃は。上はいとゆふ寶歃の錦の袋にとりこめ入れたるを。鞘巻繪の御太刀なりと。寄手真の御物なりとぞ。おもはしきを奪ひ行はたらむふるを。欺きたりと思ふ紙むす事ぞ悪しく遺しおきたるその欺きぞ。なほ由ぞ顕らせむ心もちぞ。てぞと黙書て添たるその紙ぞ。神器御帰座の式行はるべくもはらぬ御事なりと。其當時世の疑を晴けさせむとぞ。その御謀ひ給ふと決し。さてまた皇年代畧記裏書に。此時神璽寶歃紛失と記しぞ。後長禄二年に神璽帰洛の事を記せり。然ては寶歃を失ぬるぞ。きはえて。ものしく畏し。前に寶歃はなほ紛失と記せるは誤なり。

是日さぬふ比叡山に生虜たる兵ども五十四人。或は五十三人又四十餘人とも六條河原に引出しぞ首を斬る。又さぬる日野有光卿の息。參議右大辨資親卿を。管領に仰て召問まるるに。父は金うつぞ知らざる由陳しぞ申さるけまぶとも。父子の間のぞ紙がぞる紙ば。遠流をぞ流るるぞ。披露はありけるぶ。おもを今日侍所の沙汰ぞしぞ。九條高倉に生りふくらしぞひ申しけり。或は八條河原。又は六條河原とも。ぞ流る過ぬ。廿三日。内裡に御事はをもを。る夜の事なれ。伊勢大神宮の内外以つもの大宮なるぞ。ふの詳まて記しぞ傳るぞ。きどうぞ流のせきめぞ記せるは。内宮はなるべきなるべきぞ。櫪れ御馬をぞを出て。馳廻て

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

汗を流し。又鞍を変じて乗り給ひ見えず。御厩に帰り入る由神官より次第に奏状。不日に到来せり。神慮をはかりがたし。人々怪云ひ合ひ給ふ。以上太平記。同異本。後崇光院御記。管見記。續神皇正統記。天地根元歴代圖。護正院文書。椿葉記。櫻雲記。薩戒記。南方紀傳。紹運録。倭漢合運。皇年代畧記。同裏書。日野系圖。楠系圖。東寺補任。東寺王代記。諸門跡譜。足利官位記。朝倉氏傳 ちなみに又南方宮方の者どもい。比叡山来鞍作書等参考

より大和國へ引退き。再吉野にまゐりの者どもと相謀ひ奉る。尊秀王は神璽を奉じ。私は天子と称し。或い南方新皇と自天大王など称し参ぜざる。吉野は山奥なる北山庄大河内と云ふ所に御在所を構へ。北山宮と称し。又北山殿とも。南方一宮とも称して仕へ奉る。尊

義王の第二の御子は。忠義王尊秀王の御弟にこそ御ましけ。彼大河内は御在所より。山中八里ばかり隔りたる。河野谷と云ふ山中(今神野谷村といひ侍りとぞ)に御在所にして。河野宮と称し。又南方二宮とも申し守護しまゐらせ給。かくて是年より社宮方は私に年号を立て。天靖元年と号むひひらる。此時南方宮に奉仕(ツカヘマツ)りし。上島氏下島氏の家臣は。天靖元年云々。北朝嘉吉三年とぞ

○明徳文安元甲子年。後村上天皇第六皇子。上野大守説成親王の上野宮とも称し。されば護性院宮とも称きり。太平記に比叡山の僧房に此院号見えたり。其院を知召るまゐらる。字の違たるも。音読なりとて。然も書あるまゐらる。唐楽に五常楽とまゐらるる常字を。清みまゐ唱へまゐらへる例あり。御子は。前圓満院門主大僧

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z　ガラス使用

正圓、恰（或ハ圓胤）法王と申す御子にけるぞ。還俗して義有王と
名のり給ひ尊秀王に成助る。大和河内和泉国の浪人等
とかくこれを聞て。おのおの吉野の山奥に接きたる。紀伊國牟婁
郡北山（尊秀王の御在所也北山ハ接きたる地ときこゆ）と云處に坐まして。けふぞ。御
旗を挙て。同國八幡城にたてこもり給ふ。南方紀傳に忠義王のおはしく
記きるハ誤り此由熊野本宮の者どもより。京への注進状八月五
日に到来して。かくいふ事ハ。むまは。熊野三山相ともに注進
すべきことなりと。新宮那智の者どもより。いはゞ其事無
き成思へば。事の實否ハ。ぞつゝ明し。もしも新宮那智の
者共も。其宮方にもやはり。ともなりなむなど。こゝろ〳〵評議

しけるなれば。いかゞ〳〵事實なる由聞えなれば。武家大ひに
驚き。管領畠山持國入道。紀伊の國人等に下知して。八幡城を
攻させられ。然るに寄手利成失ひ。南方勝に乗る由聞えけ
れば。重て細川出羽守成差加へて。勵まし〳〵攻られ兵ども
防ぐに堪へぬ成ひて。其城を棄（ステ）て。同國湯浅城にぞ引
籠り給ひける。中間一年を經て同三丙寅年九月。畠山ハ自のもとに家人
遊佐（ユザ）兵庫ハ。まゝ宇都宮入道禅綱を差遣はして。攻られども。城
方嚴く防戦ひて。鋭く切て出けれども。寄手大に撃乱され。宇
都宮ハ粉川寺に道籠り給ひて。明る四丁卯年。遊佐宇都宮等のさ
ばく兵を聚て。力成盡して攻られぬ。十二月廿二日城竟り

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

攻破ら被く。楠が第二郎を始既に嘉吉元年。比叡山の軍に討死せる。次郎が第こきこの數多の兵討死し。義有王もあらまほしくうしなたる様なりひよりの。明る五戊辰年也正月十日。義有王の御頭を京へ上送る。まづ莊嚴寺に此寺高辻堀川と油小路との間也北頭にあると云ふ置奉る。畠山より奏聞す。年始に當りて。御敵の頭到來きると珍重なりとて。即日内裏に参賀の人こ少うらむ。中にも御太刀等を獻たる人こも有けり。かくて朝敵の頭なれば。公家へ渡さるべしとて。其式を以て。同廿七日畠山某が子某。烏帽子直垂着て。侍廿騎召具し。その寺の門外に立合て判官に渡す。判官坂上明世。大石維弘あまを受取はめ給ひをぬ。ひもとども。宮方の御事なれば。うちはのせて朝敵に准らふ爲のうらざるべし議定ありて。大路をぞ渡されば。やがて獄門にぞ懸られにけり

○あくて去ぬる嘉吉元年六月廿四日。赤松大膳大夫源滿祐入道性具。將軍足利義教公を弑し。一族家人等を相俱して都を逃下る。第伊豫守義雅が播磨國木山城に入て。そなたの城を攻落し。討手成さて遣りし。八月三百騎を率て降参せり。滿祐を始めは前赤松義雅。同彦五郎。滿祐が二男彦次郎教康も。教成則と書くる書多し。反逆の後。將軍義教の名字に同しき成悪く。書この色てくるこの多ずし父が旨をや受たる

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

けむ。既く城を遁れ出で。伊勢國司北畠侍従源教顕朝臣
より。相かゝらるべき事ありとて。若黨十人をもて具して。密
に彼國へ到り國司の館より行向ひて。教顕朝臣に対面
南方より心よせ奉るとゝ思ふ處やありけん。九月下旬
教康並に若黨二人を斬る。其由を京へ注進し。又教康が頭
を上送る。閏九月五日京へ到着し。やがて獄門ふで鳥り被
けり。

○康正元乙亥年。おれこそ尊秀王令書をもて。御方をかゝら
ひなる事なり。熊野の邑河郷なる邑河左兵衛尉平盛
氏が一族等へ下されぬる令書へいはく。邑河郷即先皇由
緒之地也。其龍孫鳳輦已幸大河内之行宮也。早参錦幡下。
可致軍功。然者可有恩賞者也。天氣之趣如此矣。乙亥八月
六日。邑河郷惣中。忠義花押

とぞたゝられける。あゝ尊義王の令を奉ずるの趣はいかゝ。忠義王の下
しなる書なり。此令書今もその邑河の氏人の家へ持
傳ふるなり。以上康冨記。南方紀傳。嘉吉記。赤松物語。時房記。
尊卑分脈。赤松系圖。南朝系圖。紀伊國牟婁郡
邑河村邑河氏（今称水氏）清所藏尊秀王令書。及建武延元文
書等。上島下島両氏家牒。諸門跡譜。東寺補任等参考。○
按へ。忠義王の令書へ。先皇と書き給ふは。前の南朝の天
皇たちを御事をさす。其龍孫云ゝとは其皇孫と坐を尊
秀王。以て大河内の宮へ坐まして由なり。早参錦幡下云
云天氣之趣如此矣とは。前皇の御志を継ぐ。錦の御幡を揚
ぐ軍人を招し給へ。速へ宮方へ参ずべきよしなり。皇
僭て位を捨ぐ事なり。乙亥とは事實を推考するに。康正元
年へ當まり。この年ぐ本文へ記をるごとく。嘉吉三癸
亥年南方にて。私へ天靖の年号を建たまひしより以

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

バ。此令書ぬえ天靖十三乙亥年と書セ給ハまゐらせおぼしたるなむ。さのもがに南方私の年号形まで。世ハ聞知ぬ事くも侍らばさまで時の年号を用ひ給ハむ事も。はつこくちをくくる。干支ハ法みをも侍り給ひけるなるぞ。しかるに大義よりそむきたる樂形ぶ侍らし。そもそも此御企もやがて大義よりそむきたる樂形ぶら。此宮のおりひつえくる真意のほどぞ。此令書の文あるもはら也。然るに。いとあハまゐるぞきこゆ。又こまも紀伊國那智山實方院ハ藏傳をる。忠義王の御名署をる御願書ハ。立願之事。一御遷宮之事。一御領寄進之事。一毎年以御代官可有参詣事。一御劔。一神馬。右所願成就之時可有其成敗者也。乙亥七月十八日。忠義（花押）熊野権現那智御寶殿前。とハりそぞ。此ハ元邑河一族ハ御書戌賜ひくる同年の前月ふく。是も乙亥と干支のと記しるくるハ同じ御心おきくとぞきこゆ。こたりひ合そべし。さて件の御願文を案ふるに。こまも尊秀正のをるを。忠義王ハ奉るくもはしるもの。当時那智ハそもに心よりも奉るもの。在けるよりく。殊さらハ此神ハ御立願ゆりて。つて御方人の心をも勵まるる。前り文安元年義有王年屢の北山ハ坐して御企ゆりけ事を。熊野本宮の者ども武家へ注進さるゆ。

新宮那智のとゝがらハ其事無よるたるとりて疑ひ多る事。上ハ記をるぶ。ひ合そべし。まゐる上ハ挙たる色河氏の藏傳ふる尊秀王の令書のをるを。邑河兵衛尉盛氏相催一族發向紀州可致軍忠候也天氣如此委之十二月廿四日左中將（花押）とあるる文書をも持ぶ。まゐる元乙亥年ハ。再下さるる令書をるもうとをおりハ。ぶ。そのゆ南方宮方ハ。官ゐをたる人ハきこゆえざるむ。此ハ正しき前皇の御時のをるぶ。又其ほうり建武延元興國の年の文書あり。其寫をる見ぶハ。邑河の一族等はやくより南朝ハ忠心ハ仕奉るるり趣ハきこゆ。ぶ。御令體の後もをるほそのの宮方に心をを奉るるるぞきこゆえをる

○さ紀ハ誅をる赤松滿祐が一族家人等ハ残黨相議るる。此をび南方ハ宮ゝを討まゐらせ。ぶのふをして神璽ハ取返しく奉るぶ。そをを切ハ嘉吉の罪を贖ひ。滿祐が弟。伊豫守義雅が子の性存入道が一子ハ。一松丸まゐ二郎法師とて三

歳よりまもるべきの旨を以取立て。再赤松の家を興し。所領をも賜はらんやと云合せけり。さる中ゆゑ中村彈正忠貞友。石見太郎左衛門尉と云ふものなむ。もはら此事をはからひける。はるかに此事は。既に公家武家より内々仰下されける旨の有りけるとき。命ぜられ捨むとをだ宮こをだ討ゆるとても。神璽を御恙なく取返し奉らむ事のむずつかしきをだ其恐ありとて。辞し申たるをいかど。今度さらばいかゞあいなく謀を定え。かつは所願の旨を述て。御許しを蒙らむとて。かくは云合せるなりけるを。石見太郎左衛門尉便を求て。三條内大臣藤原實量公の御内人なりてい

ろをだを以みえて仕へ奉るべきの。奉公の有ひざ時を伺ひ。所願の趣よりもしばしば。愁訴申に於ては。内府然るべくおぼしてて。まづ密奏を經て後。武家（将軍足利義成卿。後に義政と改めたり）示し合せる。武家よりも又内奏の旨有りける以。さるに聞食入るを内ひて。此度赤松が一族神璽の御事につきて殊さらに忠節を盡し。其功を遂るに於ては。その後が一族並に家人等に至まで。嘉吉の罪悪をだ免さるべし。其うへ赤松が家再興ありて。富樫次郎成春が闕所。加賀國河北石河両郡に備前國新田庄。出雲國宇賀庄。伊勢國高宮保等をも恩賞せらるべき旨を賜ふべきよし。内々綸旨を下されなり。武家よ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

ものを又内書と云ものを添て賜ひ給ひ。赤松が黨類大
よ歓び。まもなく忠成をげまし謀成定あるべく。康正二丙子
年十二月廿日。一揆の着到を記しるし大和路をさしてうちたち
けり。其人々は。赤松が一族間嶋彦太郎成始をはじめ。上月
左近將監満吉。中村彈正忠貞友。同次郎。同五郎。同安禪房。衣笠
某。丹生屋帯刀左衛門尉。弟同四郎左衛門尉。浦上右京亮。
小河兵庫助。同七郎。石地兵庫助。同四郎。河高治部少輔。同
又三郎。河勾五郎。村上源三郎。垂井次郎右衛門尉。木梨三郎。
阿閉弥太郎。同太郎次郎。魚住主計助。同彦四郎。小寺藤兵
衛入道性説。鳥居千代松丸が代上野小次郎。並々間嶋が

被官平瀬彦左衛門尉。同小太郎。中村太郎四郎。中村彈正忠
が被官小谷與次等なり。此こすがら心成合をまづ大和の
宇智郡より入る。密々吉野の御ゆめさめをぞ窺ひける。其中
ゆ小寺性説ハ。同國越智の雑掌と定あるべく行向ひけるさ
て其外より。依藤弥三郎ハ。播磨の三草山より出張し。堀兵庫助。
明石修理亮二人も京の雑掌こしらへ残り留まりたるとか
くて便宜を窺ふよ。中村宗道。兵庫助 此二人ハ上より記する一揆着到の人々の中なれ
けれど。何も其ふ心変しきるにもあらべく。便を失ふる事なりて。
らむ詳ならぬ
日數經るほどに。小谷與次姿成て忠阿弥と名のるべく。とか
くして大河内河野谷兩宮の御在所より参るべく。間嶋彦太郎が

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

事をそなたは将軍義教公を弑し奉る罪はなるべく誅(ウシ)をまうし。赤松満祐が名字左馬助教祐が子孫なると偽り。其ほの赤松が一族亡臣どもの。武家はばかりおえなるべしからさる輩の附隨たるとも。もしこそ両宮へは奉公を請望申り。始はほどえこつく御許容なるうりなるぶ。別心なきよしさ海ぐるを欺きたしらへく。數度懇(ネモコロ)は請ひ申りなれど。ほるいもなるは。武家の悪(ニク)しく深き。赤松が方さるの者どもなれば。實(ジツ)は奉公を望名るも其ほるなるりとく。漸御許容の御けしき賜なるたり。さるもども大勢一同は参るくハ。猶御隔心あらむ事を憚るく。閒嶋彦太郎。上月左近將監。中村彈正忠。同次郎。上野小次郎。平瀬彦左衛門尉。同小太郎。小谷與次等引分るく。両宮の御在所は伺候し。其餘(ホカ)の者どもハ。山中所々は打散るのび居てなるほども時なそ待うかゝひなる。

このくて明日長禄元(丁丑)年。十二月山中雪深るるなれば。宮方もおるるるりとうかゞひく。夜懸はせむと云ひ合をく。同二日の夜一揆の者どもは二手は分るく。密々両宮の御在所へ打向ふ。まづ一手ハ大河内の御在所へ子の刻ばかりに行着く。密は御殿は忍ぶ入る。丹生屋兄弟〳〵尊秀王殺害し奉る。中村彈正忠御頭(ミクビ)を賜るる。或は中村太郎四郎とも云(ヤ)やうく神璽を取奉るく引退くるるる。此宮の伺候人を始め。吉野

十八御の者どもを起立て追懸けて。寄手雪よりあづかりて引き
給へる成。伯母谷と云ふ處より追ひ懸く。丹生屋兄弟。中村彈
正忠。同太郎四郎等を討とりぬ。此時宮の伺候人。井口太郎左
衛門と云ふ者。心たやすく討られぬ。再神璽を奪ひ返し
奉りぬ。尊秀王の御頭をば。雪より埋めて隠したりけるが。血より
深みとおるかりなれば見つけられぬ。取返して
きり。はこ河野谷へ向ひたる一手も。同じく夜半ばかりに
御在所より忍入て。閑嶋彦太郎忠義王を捕へ奉る。上月左近
將監御頭を賜はりて引退く。此時その宮方の者ども出合
て。寄手八人討られぬ。上月ハ道より退きたり。宮方ハ伺候

人宇野大和守。高野山の智莊嚴院の弟子僧定順。また次郎
太郎と云ふ者合せて四人討死せり。以上上月記。赤松記。應仁別記。南方紀傳等参考。
但し南方紀傳ハ此時の御事より。明年の尊雅王の御事を
同じ度のまぎれるとして記しまぎれたるなり
今吉野山中高原村高峯山福源寺より古碑二ありて一ハ八宮
自天親王一ハ二宮忠義大禪定門と誌したるぶ在と
ぞ。両宮の御墓所ハ有べし。其の二碑の事を。大日本史
二宮云々と記されたり。○巡狩録附録に。吉野の事書た
るものに。今吉野ハ七保九箇村と云ふ處なり。其ハ東川
村。西河村。大瀧村。寺尾村。入谷村。迫村。高原村。人知村。白屋
村と云ふ。此村々ハ寶物とて守護するものなり。宮
の御兜。赤銅金の筋なり。金の鍬形。金の龍頭。正平革の吹
返なり。御位牌二ッあり。一ッハ南朝一宮自天禪定法皇。一ッ
ハ南帝王二宮忠義禪定法皇と誌なり。又長禄元年御
事なり。時宮の御頭並に御鎧を取返しなるもの

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

子孫ありて筋目の者と云ふなり。毎年二月五日祭禮ありて九箇村ならびに例なり。又六保九箇村ならびに祭を行ふ。筋目の者其行事をつとむ。中奥村。和田村。神野谷村。柏木村。上多古村。上谷村。大迫村。伯母谷村。今波村といふ。此村々は宮の御鎧。御太刀。御長刀の類は寶物なり。傳ふ藏てなり。ゆゑに毎年二月五日祭禮あり。其式七保と同じ。又四保五箇村と云ふは。井戸村。武木村。碇村。下多古村。白渡村なり。此村々は宮の御鎧の両袖を寶物とす。祭日祭式等はなべて右は云ふる村々と相同じ。さて其村々の山中は宮の御自害の奮蹟なれば彼此は在所と見えたる由記されそうり。按ふるに其の筋目の者と云ふは。井口太郎左衛門が裔なるべし。さて件は廿三村の山里人今は世ちでなれども。彼宮々をさばかりの尊ひ慕ひて祭を奉まる真心の厚き事。いとゆかしくよしなし。

○其後南方宮方の者どもは。猶も思ひよらぬる事なく。楠正理等尊義王の第三は御子。尊雅王を取立奉り。神璽を上まゐらせ。潛に大和の十津川にたどりまゐらせ。明る長禄二戊寅年六月。まゐらせ吉野の山奥に御在所を構へ。遷り坐せるの由。

按に。事企てそもそもの尊義王。又その第一の御子の尊秀王と称ぎる御名の尊字は。御祖後醍醐天皇の御意なるべし。第二の御子忠義王は尊字を憚りて。御父尊義王の義字を襲き用ひ奉りむ。その名を第三の御子と為りて尊雅と称し給ふ。尊秀王と忠義王は尊字を襲ぎ。神璽を擁ちたまへりとなり。その後其御志を継ぎ尊字は御名に付き給ふなるべし。小寺性説は越智の雑掌にして。大和の國内に在りけるが。國人越智某小河中務少輔と議りて。閑島衣笠等と共に。其宮は御在所を襲ひけるとて。其處を遁れ給ひ。ゆゑに十津川に遷りまゐらせ。小寺等追續きてはげしく攻けるなり。八月廿七日の夜は。ひに其處をうち破られ。尊雅王痛手を負ひて。吉野の北山なる高野上の高

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

福寺は道を坐まし〳〵けるが。御創の惱重なるに。遂は其處にて薨〳〵給ひぬ。高福院と謚たてまつるとぞ。此寺のなりは葬礼奉まるあるし

さて又神璽をもゝやうり御事なく坐まし〳〵けるに。此時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉る。尊雅王の薨ず璽を守返し〳〵奉まる時の事。諸書は記せる趣混雑しきを。上月記。楠氏系圖。南方紀傳。南朝紹運圖等を相證し参考すべく記せり。但し此時の事。上月記あて何の宮と云ふ事を記さず。南方紀傳あて尊秀王と混淆して記せり。大日本史は引給ふる楠氏系圖。又南朝紹運圖は記きる趣實は符合せざるその楠氏系圖正理は譜に。此時南帝。後醍醐帝四代孫也。赤松某反取神璽之後十津川皇居破而。崩於北山高野上高福寺。と記せるを。此時の事を云ふなるべく。三宮尊雅王の御事として事實明證なり。然るに後醍醐帝四代孫なりしも云ふなるべい。づれの王にても世數合ひがたし。楠氏の子孫此系譜記せる頃の謬傳なるべし。まゝ其譜はよりて志ひく考きて後醍醐天皇の皇子後村上天皇より數始て尊義王尊秀王尊雅

王の三代は相ゆるがしなく。四代孫と心得居し。然らば古書は世系は。祖ときる人の名を挙る。其人の子より世數をうぞへ〳〵。若干世孫と書る例は。後醍醐天皇を御祖として。御世數をで後村上天皇より計すべきなるべく。又後亀山天皇は北朝と御合體あるべく。吉野を出て還幸し給ふまでは南方宮の世數を避て計へらる心なるべしなり。又南方紀傳は。尊雅王は御事を。後醍醐帝より五代孫なるべく。云ふなるは。後醍醐天皇より始奉るべく南朝は三御代。尊義王を加へ及尊秀王尊雅王御兄弟をで連給ふ一代はなるべく。申きる程なり。此王たちの世數をでは。心なるべくぬうへの事なれば。世のうゑ絶れるひやうなる。心なるべしして考たる程なり。志の当あ大日本史は。件の楠氏系圖を引く。一宮自天王と申きるは。尊雅王の御事なるむと記されしるは。校者の訂しなるべ。又彼系譜の文は。按るべ。正理も尊雅王ふ仕奉まるべし事著くまし。尊雅王弑南帝と称ひ。十津川皇居と云ひ。まし崩なるは。皇僭なる書し。又赤松某反云ふは書したるべ。其氏人の筆は。猶たゆきなき志のふほひ遺るべ。ゆゑあはまふきゆゑ

衣笠等供奉る。醍醐三寶院の天神堂は置奉るべ。同廿日都は参上

る。此由三條内府より武家へ申り給ばやがて奏聞あり天
皇叡感かぎりなく坐しまさんぬ。即日神璽内裡より此ときに内裡土御門より在り。
上より注進ありごとく。嘉吉三年帰入らせ給ひぬ。明徳の
炎上の後。をでより新造ありき
神器御帰座の例に准へらるべく。神璽御帰座の儀式をなむ
をこなはるべく遂行ハ然るべけるかしこ。あるべきふとおき後
花園院天皇の大御世 足利義政公の執政の時
此後もなほ南方の残黨事を謀りしかば事ありとぞきこえける。
其ままづ天地根元歴代圖より。寛正元年二月大地震國々兵革多。
旱魃大風洪水。五穀不熟。大飢饉。人民六畜多餓死。時に将軍義
政任吾栄耀。不知人民之餓死。恥自重職。不知天下之飢饉。朝
暮営造殿厳宮。栽花植草。南殿作山水。自所々集磐石。徒
費國民力量。帝聞此事。以一首詩諫義政云。残民争採首
陽薇。處々閉廬鎖竹扉。詩興吟酸春二月。満城紅緑為誰肥。
義政頂戴此御句。即止普請。とぞきこえける。帝も花園院天皇の御事

なり。件の御製の起句より依りてなほ南方の残黨のゆゑなる事ども
志の趣さぞ推察らるべし。又東寺古文書の中。寛
正二辛巳年廿一日方評定引付帳二月十八日に記より就畠山
右衛門御對治事。自公方様被成下御内書於高野仍為
寺務被傳達寺家。自當寺可付高野山之由。一昨日被申
送云々。御書云。義就事可誅罰之由被成下倫旨之條度々
雖仰遣于今依有延引。近日及南方同意企之處。當山族少
少令與力之旨有其聞。頗緩怠之至不可遁天譴。所詮出現形
之輩者加厳制。□致忠節者可被行恩賞也。正月廿三日。
御判。金剛峯寺衆徒中。とぞきこえける。又高野山金剛峯寺より
藏る書より。源義就依令没落。南方蜂起云々。不移時日可被
追討。早属左衛門督政長朝臣手。抽軍忠可為神妙。若於
敵同意之輩者。可被處厳科者。綸命如此悉之。以狀。九月廿
八日。右大辨。金剛峯寺衆徒中。とぞきこえける。其時のうらぶれし
其後文正元年よりなりぬ。義就赦
免ゆるし得て熊野北山より出て上洛をなる由。應仁記ふみえあり。
さて又神璽御帰座の後六年を經て。寛正六年十二月廿六日。
赤松一松九十二歳にて元服し。将軍足利義政公の名の一字
ゆるしたまはる。赤松次郎政則と名のらせ給ひ。御内慮の仰ゆゑ
しかばかり。赤松が一族舊臣のもとにて。今度の功によりて。罪

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

科御赦免ありし。政則にも加賀國河北石河二郡と。備前國新田庄。其外の御兼約ありしが。領地らしきものを賜ふ由。綸旨に御教書を添へて下されしかども。然るに世の中いまだ乱まてる。そのからふ[illegible]。全く領地を知行する事あるべからざるほど。山名左衛門督源持豊入道宗全。赤松が家を奮き遺恨はなはだ。其家の再興をする事を思ひ。りきを込さんと思ふ下心出來きり。故に政則が家人に。此度の挙を専と謀る。万に憑たのもしかるべし。石見太郎左衛門尉と。記そのよ辻切ありし殺をてけり。又細川右京大夫源勝元。恨むる事のはなはだしに。勝元政則と親しうする彼ば。並せくに彼悪ふるより事起る。互に隙出來る。はひふ山名方細川方とて。武士ども二方に立分れて。ひとつの應仁の大乱となりて年經ふほど。持豊勝元相續て病死し。おのづから世もやすく静まりぬ。政則領地の乱を鎮めて知行をむとそ。猶治むらとあるべきに。ひくほどもなく。明應五年四月廿五日政則病死して。其家漸に衰微けり。以上。上月記。天地根元歴代圖。皇年代畧記。裏書。赤松記。嘉吉記。續神皇正統記。應仁別記。南方紀傳。南朝紹運圖。康冨記。齋藤親基記。赤松系圖。楠氏系圖。足利家官位記。東寺廿一口方引付帳。寛正製天神神祇抑嘉吉王代記。福源寺古碑銘。南山巡狩録附録等参考

三年の禍事に。九月廿四日神璽禁裡を出させ給ひしよりて。長禄二年八月廿九日まで十六年の年月経て。今かく御帰座坐すに。三種の神寶なくて相備へ給ふ[illegible]ありし。かくても猶世の乱は治らざるに。朝廷より再[illegible]御事なくて年經るほど。天照坐大御神の御慮[illegible]。東照神御祖命出給ひて。初よりの御志を定て。天皇のうちまで畏み給ひ。神にも御祈あるべきよ殊に御勲功坐すに。天下太平けく。安國と治て行く。天津日嗣も神寶も。堅石に常石に動かく鎮て坐まさば。もはらより然ありべき理なるら。いかにも尊き御事なりと言ひしを内

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

ら給る御事ふぞ有さる。さてく立り給りく熟よ思ひまつきぞ。そのうち南朝の皇威い漸〻ふ衰へさせたまひぬも。猶三代うけく正しき天津日嗣知しめし。都近き吉野の山ゝ行宮(クリミヤ)よたり〻坐(マシ)しく。さてもさもだ。御軍人を出し給ぶ〻く。都後をうかゞいを出せもひきる式。北朝のうふとさてい。大なる世のもづらひなりり給ぶで。武家よりゆまたの軍人をさ〻むけく。こうを奉らむ事ハ難かるまじくぞ。なりゆべきはきうひ給りけるよ。然しもえぞぐつゝ御和睦御譲位と申せ御事ふ。御中(ミナカ)ことを仕奉まるふい。然(シカ)うふ。はるく大義(コトワリ)よそむきくゆるうちの。そらむ給ろし

くて。憚(ハバカ)て奉まる意(コヽロ)も有給ら給ん。ど。むゆとて神器ふ御ゆゝもちあ〻むことを。深く畏こ奉まるぶ故よてそいゆ〻なるべきをうくてその御譲位の後ふ〻ゆ記をるぞ。やく南方ゝ宮がゝ軍を起し。内裡よ乱入く。畏くも天皇を驚奉(ヒ)ぞ。はるく神璽(ジ)式犯〻奪(ト)奉まるい。ゆことよ上も給き御大事ゆるうう〻。其罪恐ゆと重り給ぞ速て官軍を差むるゆ。神璽を守り返し奉て。宮こをも捕まるらせ。其方ざゆの武士ことも式ぞ。おやく〻く誅(ウチ)ぬべき事ゆるう。殊ふ彼宮方ハゆゆ微(カヒ)なる御勢(ヒ)なるとり給ぶ。たゆもるゆべきぞ。ゆるる式。十年よ多くゆるる内ぞ然(サ)てあるしもそさそら

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

神璽ゝ御はやはちあらむ事ぞ畏きく。かゝるに時を
はちうつぐ。ゑく有經しそのゆゑりうり。さていへどいさく
あやうき御ことゆゑなりぞ。乱世極まりの。そゆゑ足利が
ちりぐられ心みも。神寶をで神寶ちりて。ちのちがゝ其
尊き御事ぞ。ひとはそぐりはちえ。いかも畏くいとも
尊ぎ皇國かちゝよるむゆりけり。さてしもむの世が君を
弑せる。赤松のそもぐらが。其罪ゆゑふもむとく。命ゝかき
いそづきく。いさをしく守返して奉ることる事りしも。凶
事吉事行ちふ。幽理の行ゑをちゑもゆゑて。いひもく
ゆけど。かゑはゆくも畏き。天照坐皇大御神の。大御護の著明

くゝ。そゝくも尊き御事ゝ。ゆゑはゆりぞ。さく今此書ゆ
記をる嘉吉三年よりゝ。ゆゑれ御禍事を。南方の宮ゝの
御子の継ゝ。又その方ゝ。ゆゑゆゑのうゑ子の末
孫までも。猶そのゝみの御事ゝ。ゆゑれ憤ろしくてゆまこの
年經し後の世までも。なほおりひとわる事ゆく志をいを
しゝ。命をもゝいさをしくゝ。さばうをふまひたりつゝ。
既ゝ御和睦御讓位の後ゆ。いさく大義ゝ。ゝむきたる
所為ゆる事ハ論ふまでもゆゝぬ事ゆゝ。其真心にあゝ
ざるゆゝむきの深うゝつゝ。いやあゝれゝることゝ。ゆゑゝの
應永記に應永六年大内義弘討死残兵降參の事を記をる處ゝ
楠等二百餘騎今ゝ。眼前の御敵ゝ。ゝ今更降參申ゝん事無

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

益ありてこれを大和路にうつして行方不知落失ぬ（中間六十八年經）應仁別記
應仁二年六月廿九日世保（將軍ノ敵方也）與力楠原城落也右楠氏二人共
名未考に此二人を足利ゆ
敵對をりいたれむ歟し

芳野山花のあるかぎりとてをれほさるゝ人もあるなり

南方宮畧系

- 後醍醐天皇（御名尊治）
  - 後村上天皇
    - 後亀山天皇
      - 第六皇子 説成親王（上野大守　称上野宮　後出家護性院宮）
        - 義有王（ヨシアリ）（出家圓滿院門主大僧正圓悟或称圓胤法王後還俗　文安四年十二月廿二日於紀伊國湯浅城戰死）
      - 第二皇子 小倉宮
        - 尊義王（ヨシ）（出家万寿寺宮空因後還俗南方私称太上天皇　嘉吉三年九月廿五日於延暦寺中堂戰死）
          - 教尊（勸修寺大僧正）
        - 尊秀王（タカヒデ）（犯擁神璽称北山宮或称南方新皇或南方一宮或自天大王　長禄元年十二月三日於大河内御所為赤松黨被切害死）
        - 忠義王（タダヨシ）（称河野宮或南方二宮　長禄元年十二月三日於河野谷御所為赤松黨被切害死）
        - 尊雅王（タカマサ）（犯擁神璽吉野山中為御所　長禄二年八月廿八日於高野上高福寺依兵創死）

文政四年三月廿九日

伴信友謹稿

附論

或人此下書を見て因に論じていはく。壽永の乱に木曽義仲等。平家を討むとて都に攻入ける時。平宗盛公をはじ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

免。一族おのゝく都を落つゝく。安徳天皇宝神器と
ともに擁し奉りて。ひたすら西國のかたへ行幸なり奉
りしなり。都ふたゝび後白河院法皇の御ちからひとゝく。
後鳥羽院を御位に即け申のちをなひ奉るに。此
時天下ふたゝび御坐ましまさるごとし。其世に
生を遭たらましかばいづれか真の天皇とあふぎて
仕奉るべきぞと論いむる。既に栗山愿と云へる人れ保
建大記にこれを論じて。至以躬擁三器爲我真主則要
質鬼神而無疑。百世以俟其人而不惑。といふるぞ大義
ふたゝびふるき。然りにその序うたる三宅緝明の論に。

以神器之在否卜人臣之向背者。議竟不合。といふるハ
漢風にのゝたづねる例の儒者見なり。とおぼしきいふ
ふ。と云ふ。むの対へ。ゆゝく。緝明ぬゝの序文にその
論辨を詳に述らるゝ。いふるる見ふの知るべけきぞ
ばゝく。おもぬ。愿の此時に遭たらむにも。安徳天皇
を真主と為ずし。と云ふるハ素より然る事なく論ふ
まゝ。ぬゝ事なゝら。其論らへるふ。かふもうく
ふも三種の神器を擁ふる方なりゝく。真主と為へき
義なるとそゝ。一道に決めるハ。神道の真理の趣を心
得ず。世ふは凶事も相交るゝ。たゞゝハ其凶事れ行を

れども在めべき。幽き縁由を窺ひ悟る事のゆまぐしき
が故に。然も論じ決めたることもの的に。但し彼時は當て
は。安德天皇素より天皇に坐しませば論ふまでもなけら
ば。擁し奉りて平家憎しとて。併せて天皇に射向ひ奉
るべきものは。假令此時義仲等。皇胤の御子を取立ま
ゐらせ。神器を犯し奪ひ上げ。天皇と申て仰きたり
とも。安德天皇御讓位ゆ御事なくて。世に御座さむほ
どは。天皇とゆふ奉らでやはあるべき。然きども此
天皇。しかも西海ふかく御事在しのち。後鳥羽天
皇更に神器を受傳へ。皇統を嗣て天下知食を大御世と

なる上あらはれて皇大御祖神たちゆ幽慮な
れば。立ち帰りて仕奉るべき義なり。漢國あらためて。
國王なほしくその國を奪取りてさらに王となれる
ものに仕ふるは。あるべからず。しかるに其義別なるべや。
壽永二年七月廿五日安德天皇都を出させ給ひ讃岐へ遷
幸の後。都ふかく後鳥羽帝なほきそのへに別に御位に
即奉らむとして。神器ゆ在否につきて尋下されたるふ
時。八月十五日勘解由長官兼式部大輔藤原俊經朝臣の
勘文に。神璽鏡劔者天照大神賜皇孫天忍穗耳尊永
為天璽以太子天津彦火瓊瓊杵尊為葦原中國之主。
以來皇位相傳天下一統。夫天之所授人不可奪之。云
云。而事不圖今縱散失神器為神其寶盍歸云云。今聖
主為國祈天神玄應無疑。云云。然るに天皇神器を
傳へらせ給ふ古實の論は當きまゝに。今聖主以下ゆ論
ゆ。時世に諂る私說なれば。大義ふに合はぬ者なり此
勘文の議のごとく。神器御帰座ありけば御事は申さむ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

もさらなりそ。後鳥羽天皇は御位さらは定まりて。天下知食を御事こなりのゆひぬるハあれかしと其當時の甚しき禍事ふ。まことしいえ堪ぬとざりはるまあいきく。皇大御祖神たちはまつる屋敷大神慮ふく。殊ふる御事ハ拙いあるらしふくべけ拙。人の世は上の義あて。ふけてとも然も議申をべ或道ふゆらを。然るにつひりその勘文の議はこくはたりぬるハ。其ときの神慮は偶中まふふまく。其議の正しかるしふはあらをかし。うくもくも熟こ辨ア

くれりひ奉るあき事はあむありくふ。さてく件の勘文ハ邑葉字類抄は載たる紙ゆくりなく見ゆをるく引出たるなを。たやく他書ふも載たるを。をこふとをくしく忘をたらむもまをを○壽永二年七月廿五日玉海は。安德天皇平氏の為ふ都を出さをゆへる事を記し。翌る廿六日の下に。奉法皇御所中略依召奉御前余奉問條こ之不審一者神璽紛失之事。こゆる下の分書ふ。去治承四年之頃被盗取之由有其聞。璽不失。筥不存。と注さをゆるハ法皇の御答なり。其こ神璽の在さる由を計をひか行く。頓て虚言をこ。ふへる事なり。玉海のこれ下條ふ。新帝は立まゆら

をとく。三種の神器を受こまをで。踐祚は議ともを記さを。又文治元年は神璽内侍所入洛しをふひ。寶劔ハ海ふ沉

たふへる由の事を記さを。この事正しき古書ともふを見えく。今さらふ申をあきふもあるさをど。り件の玉海の法皇は御言はをを見くふ。ゆかりたもふ人はゆらむ事の忌こしさふ。ことりて書添つなほ心をぞ。元弘の乱ふ。北條が計はよりてく。かしこくを後醍醐天皇を隠岐ふ移しを奉ア。都ふく光嚴帝は立まゆるせけるふゆをを。をこそく神器なくも得ぬををひつふり。天皇御軍を興しを北條を誅ひしをを。光嚴帝を廢をて神器は取還しを

もをのごとく内裡は還幸入らををゆひゆをを。然るをその都外ふ坐をして神器を持ををゆをを

はる間ハ。天皇ふ非ぞこをる義やいゆるを。さてく後

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

より同天皇足利が暴逆を避く神器を奉持奉り吉野の行宮
ふ出坐しまし。其太子れ継ぎ。行宮に坐て天津日嗣知食
り給ひ。其を天皇と仰ぎ奉り仕奉らむ事いも世よりも
論ふまでもあ給ぬを。明徳より南北御和睦ありて。御
譲位の義をもて神器伐後小松帝に御授しありし後
ハ。偏へに後小松帝を天皇と仰ぎ奉り奉べき大義ふくまも
はること久しくまてもゆらぐ。但し其後嘉吉の南
方れ宮ごれ人ども起りて。神璽伐犯し奪奉
り。十年あり吉野の山中にたもりまし事あ
りき。論者り此時に遭ひ給ひ給ふ

とう伐る神寶三種の中にも。ふかきに神璽ハ。高天原
ありて天照大御神の大御うづから皇孫尊に授た
り給る。天津璽の舊れ真の神寶なり。御代御代の天
皇の大御許をそ守り給ひ御護なりそら。然る禍
事ハ世にもぞ。さ給ども其ハ禍事の極なり
ありしのほどの事ふくそ。いのちを原より天津日
嗣れ御事ハ。天照大御神の御事依しのゆふく。三種
の神寶と。堅石も常石そ。天地と共に動なく。鎮坐そ
べき理。のゆく神世ふ定まり給る御事なまで。はひも
れ天皇れ大御許に歸り入らをまひなき。此後漸こと世

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

中静アて。つひに古にもまさるゆゑ。ぬんぬゆ紀大御世に立
のへりける趣は。残櫻記にも云へるごとく。そゆゑくわ
ふ大事は。殊に熟く神代の根本れ真實の道理ふも
とづきく。むかしの事蹟をも稽へ合セ辨へさとるぞゆゑ
とれ道れ學ふるされど今かくうちぶぐつる論ひは以そ
やくもゆゑしく。かしもとも畏きなさなる祭こと
○かく書し置る後。近頃或人の説に。建禮門院右京
大夫集に。壇浦ゆりく安德天皇れ御事ゆりける御
ゆりさる式記をる文ふ。門院

門院とて建禮門院の御事ゆア。清盛公の母ハ平ノ時子。
後ノ二位禪尼と称ス。門院ハ高倉
天皇の后。安德天皇の御母ハ由せり

入水御のこと。

渡邊黨源五右馬丞熊手をもつくゆ我をとる奉る。按
察の局同しく存命を。但し先帝つひに浮御せ。免
ぞ。今上是ハ御存命こうん。とゆふきり。おれ今上御
存命こん。安德天皇の御事を申せるゆア。そのみ建礼
門院の女房ゆくあり。ける右京大夫。づから書ける
ふ集ことぞゆをばよるを我真實の御あアさるなな
アりる式。表ふと海に入く崩ませるさるゆ。はうらひく。
源氏を欺き。天皇をぞ邊陲ふ潛幸をさせ奉ゆア。
さふハ今阿波國祖谷とふ山中に。此地名の伊夜と以ふ祖谷と書くハゆづらし
安德天皇の潛幸御。くりる舊蹟。文治二年正月

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

朔日ふ崩ませる由語傳すく。栗枝渡（クリヒ）とふ所ゝ
御陵あり。歸空梁天大禪定門と法号し奉る。後ふ
其處に祠を建て祭り奉り。八幡宮と称ぜ。ゆゑ別にと
つへと云ふ所ゝ。天皇れ御歛（カン）式祭ゆる社もゆり。鉾大明
神と称ぜ。さくその天皇ゝ仕奉ぎ所ふ門脇宰相平國
盛卿。平國盛ハ尊卑分脈を案ふるふ門脇中納言教盛卿の二男
ふく官位見えず。又宰相ふ任さぎし事公卿補任ふも見
えず。此傳説まことならむゝ行
在所ふく任されそうしふる色し手勢百人ぐらを率て
來ぜりといひ傳て。國盛卿ゝたその黨（トモカラ）の子孫八家
ゆりて。其古事ぐ式ゆさし語り傳へる由く
しく記をる紀行の書ゆり。又豐前國小倉領隱蓑（カクレミノ）

村とゆふ山里ゝ。安德庵といふ寺あり。ゆ式も同天皇
潛幸の御隱所（カクレガ）ふ式ゆさく。陵又侍臣れ墓ゆり。又長門
國豐浦郡下関（シモノセキ）ゝ。皇陵山阿弥陀寺とふ所あり同
天皇の御影堂もありて宸儀八歳れ御木像あり。
左右ゝ平氏れ公卿ぎちれ画像を掲（カ）を並べ式り。天
皇潛（ヒソカ）に此地ふ遁（イデ）を幸しく。崩ぬすりと云傳すも
ゝ又近き頃摂津國能瀬（セ）の山中ふを同帝の潛幸しゆる
所ゆ案とく。そ式にく仕奉れる宮人れ。其御事記置ふ
文を持傳たるゆりとく。其寫式をそり。ゆ式をれ
りすぐ。天皇世を憚ゝゆゑて所ゝ潛幸の地式替へる事

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

ふをこゝろもとゝは誤て傳へたるなるべし。ゆゑもなく海中ふかく崩ゆきるふゝゆゑ

熊手奉取之。按察局同存命。但先帝終不令浮
御。若宮（今上兄）者御存命云ことゝめる文の門院入
水御之處こゝよりこてアでを。集よ書入こゝ
の所り。但し其中ハ今上見ハ御存命とうんく
を書こゝ。本文ハ若宮（今上兄）者とある。若宮の二字
を脱し。分注ハ本文こゝして。兄を見こ誤アこゝ
のこり。むのもも前よハ此集の印本れ。この詞
のこふなづこゝ。れもひアこゝそりき さゝく吾妻
鏡よ。この後四月十一日の條よ。西海飛脚奈テ申平氏討
滅之由。廷尉進一卷記。（中原信泰書之）是去月廿四日於長門
國赤間關海上（中略）先帝没海底御（下略）若宮并建礼門

院無為奉取之（中略）内侍所神璽御座寶劔紛失愚
慮之所覃奉捜求之（下略）と見えてこり。さゝく吾妻鏡
ハ若宮ハ今上の御兄と注をふた。諸書を徃考ふ。高
倉天皇の第二皇子。（平義範女。少將局腹）惟明王の御事みく。安
德天皇ハ御兄。後鳥羽天皇ハ御兄なり。さゝハ今上
御兄と記をふ。當時既こゝ都みくハ後鳥羽天皇御位
を知食しておこゝ由しつゝこゝ故ゝ。源平盛衰記よ。
此王ハ御事を。此宮ハ當時の帝ハ同じ御腹の御兄り
の事あゝ儲君まで。と二位殿さこのくしく具
由のゝをらまこゝる。今年七歳よりらせのふとみえ又

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

愚管抄よ二位尼の養ゝまゝ御船よ乗を奉
まゐる由ゝ聞ゆ。此王の御ゆゝさゝ
二位尼ハ清盛公の室ゝ。建礼門院
の御母。安徳天皇の御外祖母ゝ
ゆゝしあゝをゝ。天皇の御上よ
のおゝ海ゝたゝむゝ。心ぼうひゝく。太子ゝ
さゝ奉れ奉ゝ。ゆゝ安徳天皇御事ゆゝ後。
いとあゝを。王ハ御うゝハ百練抄よ。文治元年四月廿五日。神鏡璽
自鳥羽入御坐朝所中暑義経等奉相具若宮御入洛。
侍従信清相具院御車奉迎。ゝ

なり 此事源平盛衰記ハ見えゝ。此王後ゝ三品親王ゝ
ゝ。又後よ僧ゝ聖圓と称ゝ由。書
ゝに見えゝ。兼久三年五月四十三歳ゝ。薨ゝ。
一代要記歴代皇紀よ見えて。元暦二年よ七歳ゝ申ゝ
かくて天皇御事ゝ時。三種神器ハ御ゆゝ
海のゝ事の書ゝに見えゝ趣をゝ合を
くかむゝ奉ゝ。二位尼天皇ハ抱き奉。帯ゝ
己身ハ結びゆゝ海のゝを。寶劔を腰よゝ。神璽
を腋ハ挾みゝ海ハ没る。或ハ按察局天皇ハ抱き奉。二
大納言佐局ハ賢所の御辛櫃を取て。海ハ入ゝ
ゝ。袴の裾ハ船よ射付ゝ。蹴纏を倒ゝ
ゝ。兵ゝを取ゝ。御辛櫃のゝ上を踏ゝ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

やうに。御筥を取出し。からぎを切解く。蓋を開けむと
するに。忽目眩き鼻血たる。平時忠卿の所を見く。内侍
所の御筥なり。狼籍なりと制せらる。義經の所由を聞
て制止を加へらるれど。兵ども其御船を罷出ぬ。をのをの
時忠卿に申て。やがて御辛櫃をもて入奉る。
神璽ハ海上に浮び出のぼる。常陸國人片岡太郎經
春取上奉る。寶劔の御事ハ。其後海中に蜑を入て
求免尋ねらるれど。顯はさざりけり。以上玉海。吾妻
鏡。百練抄。源平盛衰記。平家物語。愚管抄。神皇正統記。合考○醍醐雜事抄
の寫を見るに。四月十八日の下に云。三月廿四日。於長門國平家与
源氏合戰。平家被打畢云々。と擧く。生取。降人。自害。敵人の名を記し
まらず。知行方人の名を記して。先帝。八條院。修理大夫經盛とあり。八

條院ハ惟明王の事なるべし。内侍所御座。進止同。寶劔不見。寶劔
者。被問内大臣之處。寂初者奉伊津久志麻神之由陳申云々。後者内
大臣擬手入海落入失了云々。と記せる事なり。進止と神璽の假借書
なり。此本書治承元暦の頃の消息文書どもの反古に記せる當
時のものなりとぞ。ぢ紙ど一時の記聞なり。先帝ハ八條院の宮乃
御行方の定らぬほどを記せるものなり。下文に十一月三日壬午。九
郎判官義經。十郎藏人源行家。落而向西國了。卯六日。於一洲義經行家
等被打了云々。と。ひがごと虛妄の說を記せり。そのほかもたがつのなる
說も雜りて紙ハ當時の書とハいひど。
なほ其後文治三年七
月寶劔出現の御祈まうりく。七社に奉幣しぬ
ひ。又其日。勅使神祇大佑卜部兼衡宿禰。大藏少輔
安倍泰成朝臣を長門國に發遣しく。祈謝しめひ。
又それのみの船軍に立く。寶劔沈没の海面を知る。伊伯
景弘伐遣し案内として。延蜑ふたかせく海中に捜求めち

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

きら被られど。はじむる顕まのえざりしもの。以上百練抄。玉海。合考○本編ハ月げつらひたるごとく。吉野の朝れ御衰へ坐ましける頃。まこと殊ハ其後嘉吉の凶事れ後ハさるもやとふて。將軍の武威をりく吉野方を責込さむ事いかゝとうふまゞき紙。ふたうふ神器ハ御あやゆらゆらゆる事ぞねそきてく。そのもゝろもちひしく在經らをつるなるべき紙。檀浦ゆての義經れ軍のさゆいてくうの勝負ハのこゝ力紙ハをてく。はゆてをうし神器の御上ハてろもらひをる趣のきこえざるもはるハ。ゆきりそ心ゆき畏きをざふ上ゆハあをしこのゆかしゆあゆゆゆしゝ。さてゆ神璽賢所都ふ還入らせゆひく。後鳥羽天皇の受継せゆ事ハ。上に挙そふ百練抄。月輪兼實公れ玉海。吾妻鏡。平家物語。源平盛衰記。准后親房卿の神皇正統記。ゆかそのかゆゆ記録ごるにも見えく混なく明

ゆりはゆそれ失ゆ寶劔の御代器の御事ハ。建暦御記ふ。寶劔神璽の條に。御劔者云く。壽永入海紛失之後。院御時以后廿餘年。被用清涼殿御劔。仍以璽為先而。兼元譲位時（兼元四年土御門天皇順德天皇ふ御譲位あり）有夢想自伊勢（伊勢とい天照皇大神宮なり次に引く神皇正統記ハ證しく心得奉ら爲し）進之。已来又准寶劔以劔為先也。此劔普通蒔繪也と記させ給ひ神皇正統記そも。平氏ハ亡ぶく後。内侍所神璽ハ還ア入らせゆふ。寶劔ハつむハ海ふ沈みて見えず。其頃ほひハ畫の御座れ御劔ゆ寶劔ハ擬せらをるるしゆ。神宮の御告ゆく。神劔を奉らせゆひ〳〵ゆよりく。近頃までれ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

御守りなりき云ふ。西海ハ沈うしハ。崇神天皇の御代ハ
おなじく造りたるへらなり。劔なりとぞ。うをめる事ハ末世の
ためしにぞ。熱田の神ゆらいなる御
事なりと記されたり。おもてられ御事の趣ハ何よりもなく
辨へく心得ぬ奉るべきおもふかむあるべし。此記の例。神
宮とあるべきハ伊勢天照皇大神宮の御事なり。さて件の文ハ。近頃までの
御守りなりきと記されたる語意を。雅しく論ふ。そのハ過去し
事をのたまへるごとく。其西ハどさる趣なる言ばうひい此記の
の文體なれど心ちひしくこそ。文意當今もくし御守とも
ひとく坐し由なりさく保建大記ハ。おの神器還御の事ハ。夏四
月鏡瓊入京師以畫御座劔擬寶劔。このを書しく。後ハ大神宮
の御告あく。奉らせのする神劔をもて。永く御代器とせをひ
ける由をいそざるを。其記ハ限ひとくもるせる建久三年の後ハ事と
決めくるあるべりなりさそうり神器の御事ハ嚴重ハさだせる
ふゆをもせくハ。記しざ海をゆるべきを。跡ゆるべとゆずし。その

書ハ見えざるにより。今の御もなりは畫御座のなりとぞ。ふ
とハ知りぬ人もありぬべりなりなり。殊ひるるまへり
然るハ太平記ハ。北朝の貞和四年の秋。伊勢國
國崎の神戸ハ住る。下野阿闍梨圓成と云る山法師。
大神宮ハ千日詣をとく。潮を垢離ふの為て。海邊へ
出るるハ。沖より奇しきものふく流寄たる物を得
ととて。三鈷柄の劔ハ形あく。長さ二尺五六寸なるもの
ハ都ハ持奉るべく。海しく奇怪しき事ぞをあ
らく申し。又足利直義朝臣の神告の夢ハ見ることハ
にあハせく。此もハ壇浦あく失の寶劔なりと
あ海ばくこそらく申しけ。日野大納言資明卿の執奏

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

して。八月十八日より仙洞（花園天皇の御事なり。）十一月十一日崩ぬ。ひけりに奉
まうる紙。穿議ゆりて請取らせ給ひ。（此貞和四年、南朝の正平四年）
ふく。三種神器ハ後村上天皇の吉野に行宮より。受傳まうく坐ましき。院宣めく圓成を直
任の僧都よりされ。恩賞に地をさへ賜びくけり。
然るに勸修寺大納言經顯卿ゑとりあ給を信じぬ
もだよい佞臣の所爲めく。真の寶劔あらぬ由ぞ辨まう
く。諫奉ら給ける聞食しいまたまひ。やうこの其物
を出しく。平野預ト部兼員宿禰ゑ預賜ひ。圓成
より賜ゑたりし院宣を召返されける由こそ。經
顯卿の忠言よりく。然る凶物を速に棄させ給ひそ

まうるハ。時ふるてゆるとふ免でくき功ふなむれそ
しける。又續古事談より。神璽寶劔ゑ。神の代より傳
ゆるく云くかくる免でそ給はやけち御ゆのらもれ。
目のまの角ようせふきと記をり。此文ふとハ神璽寶劔
ゑ失の事ふがおやくき給ふえくゆしげなれど。
意ハ寶劔にをてハ角るめく。寶劔ハ其世より近き頃。
西海めく失角ゆる由めり。此書ハかよがしのはやく
記し置るを。建保七年よりり出く。更ふ書集めく
由奥書よみえく。寶劔の失の事ハ元暦二年より。三十
年あまり後にさらふのきこのくたる書なれど。件

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

の文は前に寶劔の失せしを記しおくべき故に目のまへに失せにきとのはるるそのあるべきと決しなほ此件の文を目にまとふと此書る詞に心ゆきとまるべしたらむふを。此書いその時代軍に立し人の記をるふあもあるべし。書ざ面の混りしく或ものもれいるべき事多。但し神璽はさるもせるもどの寶劔をも。神代より傳はるよし此書るは訛り誤り。西海あまの失せる寶劔は。崇神天皇の模し造らせる御物なり。神代より傳そのあるる神劔はやく景行天皇の御世より熱田宮に齋祭らをひくうきものを

やはりあ又のち或人の記に言擧せる。安德天皇潛幸ゆきしこと此書る古蹟は事ゆるしなるべし阿波國祖谷なる古事ごとは。寛政五年。讃岐人菊池武矩が。祖谷紀行に委くしるしく。其記る事ごとはいちらそうきたる事ごとにきるえざれど。其ふせる傳說の實事に合はぬる事は上に證ごとゆあるべく論ひ辨すたるべきなり。縱その事實ならむは。神器も大御身に從ずさせ奉るべきゆえ。然はせざるをのそばもしをるとも。その實ならぬ事知るべしはちあそれ紀行そ。天皇の后も坐ゆしける由みあ。三好郡貞廣村ぬ其陵あり。後に祠を建く

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

若宮大明神ぞ。ちかの神とも称奉る。又のち舊家の中より。八幡大菩薩と書たる旗一旒。八幡大菩薩嚴嶋大明神某大明神と三神名を書そるおぼのかり見ゆる旗一旒を。持傳奉るをみそり。此旗色むらさきいろ赤のもちゝ。漸ようほろびそるものかとこゝ云傳へゝ。今ハ其色こゝも見えぬ。しかどを記せり。たゞふゝ此ハ國盛朝臣。竊に軍場を遁さ。妻子從者ふと或率そ。此山中に落來る。幼童をあらくゝ。尊びぶりそ。天皇の潛幸して御迎への來る或待をのする由ふ欺きこゝらくゝ。世代つくされそゝ。たゞ〳〵然ハかあり繼たるえのこそ

或こえんそる。（このほり西國ふ。平知盛卿の遺腹の裔なゝ〳〵實ハこれ天皇此御胤ふる由。ゑそゝふ語傳そる流の人ゆそときこゆ。）この祖谷人ハ類なりと察ら奉し。ちゝく又天皇の后ハ坐ゝる由ふ奉ふハ。ふ然も然ゆべき小女或ゝ〳〵らくゝ〳〵づまく。后ゝ拔ゝ〳〵と欺或そるゝ奉ゝ。然ゝらぞハ御母后ゝりこのぢむ或ゆる婦女の在けゆをゝ。たゞ后と語そ傳へゝるふくもゆゝふ話し。會津人大竹政文の著せる。山路の假標と以書ばゝりゝ坐ゝ〳〵ことふ。曾谷近邊ゝ。木谷平山ゝ。（細谷を字ゝ誤ゝふこゝふ山郷ゝそ）とゝふ。神爾寺こゝふ山寺あり。代ゝの過去帳ふ。開山神爾和尚とゝふ。村老の口傳ゝ。安德帝世をはぐゝうそ。寶算五十ゝ。剣神社あり。帝の深そぎの御毛と。御紐刀を藏そる宮なそとゝきゝゝる由記せり。おれ事ゝ〳〵紀行ゝも見えぞゝ〳〵くハえを人の偽造說ゆそあゝざるこ。ゆゝゆそ今さる社寺のありゝ。その說ハおゝきことゆらバ。きゝそゝく後人ハえをゝゝばれそ。僧名を神爾こゝ以ゝふ由ゆゝく寺号こゝ。又剣神社の靈

實説ハ爲ル趣ハ。さのしら人の苛巧れ。やしく豐前國ハ。
ものろぶ人ほころぶ。ぶく成ものふを。やれど。實ハ然いふ。とろゆら
をれの説ハ。ぶ聞ハ。ぶ。ぶ説ハ。ぶ。ぶ。ぶ

敷村小丘のほとを安徳天皇の陵なりとも説あり。そは其里わらびたるをそのゝびいづ出しゝあるにちなみ説みくはゝ証あるべきとかをもとかをもとゝ又摂津國能勢の山中みを云ことゝかをもとかを能勢郡出野村の農民勘兵衛とゝふ者ゝ屋の棟木ゝ竹筒ゝ藏めく結び着て在りける文書ゝ近ごろ見出しそをもとそよく志をもめく書寫せるをけやゝ文化十三年の頃人の見をゝる紙考へ正しゝく記しゝたる紙今たりひ出て書ゝたゝ。さゝくその文書のさゝぬいみやびみんゝる假字文ゝ書て。歌も四首ゝるをもと見ゆ。奥ゝ「建保第五丑年九月二日從四位上侍從行左少辨藤原朝臣經房花押」と左古麿へ。と書とゝ。めをもとゝくてその書

志ゝかせる大旨ハ。壽永四年壽永二年安徳天皇世の乱を避て西國ゝ遷幸ましゝる御跡ゝて。後鳥羽院推て御位を知食し。翌年更ゝ元暦の年号を建らるとそゝりれもバ。是年の此頃ハ其元暦二年なりゝるをもゝかゝ素よりの壽永の年号を用て記せる趣なり。下ゝも此定ゝく記せる三月廿四日檀浦めく二位尼の計らゝ。ゝとりく典侍大納言局某ゝれのを經房。大輔判官種長。郡司景家等。主上を守護ゆゝらを。小舟めく遁ゝさせ奉る。二位尼ハ源氏の兵を欺ゝむゝた。ゝ知盛卿の末子ゝ主上れ御衣を着けく。御劔めゝたるそのをゝづさゝく主上ゝ後ひ奉るちゝして共に海ゝ沈みぬ。主上ゝ紙ゝ件の人ゝ守護奉りて。石見伯耆但馬ゝ紙歴て。六月十五日摂津國能瀬の長尼ゝ來

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

のまち郷といふ所に坐せて仕奉まつるほど。翌日壽永五年五月十七日主上崩ぬ。ひさりはまでに御陵の事をいそぎ御衣御調度を岩崎といふ所にいそむきつゝ奉り。八つの宮を申て崇免奉まつる。後に若宮八幡宮に合セいやまひ祭り奉る。仕奉れり。志の弟に己が子孫の絶むむ事をうゝ〜みて種長景家に勸むるよりこかひて。典侍大納言局を妻にして御社に仕奉りつゝ耕作の業して在りほど。子左近麻呂といふがいでき。今年廿六に成れの程ハ五十歳にあまりぬ。又種長ハ十九年前に死ぬ。其子刑部太郎こいふがの廿八歳にたりてあり。景家と十三年さきにたりて

子小次郎平三郎をもちにあり。たの程死後に成り。都にかくて在りて〜いとまれを。子孫に傳ずむとて志しれける由記せる事のあり。そのの文の劣ハ成ハさるもけりてそのかみのくちつきあらぬ。そこ程の記せる事のたをむ記さらふ所の實記事のちまふたをつまだ。一目見てを虚偽文ある事著けをで論ふもそらぬもけなぐら。其記せる事ぐらの中にあやもそらの弘ぐ猶その虚言なる由の證をいふ。ゆづ件の文の中に。壽永四年十一月種長景家らぐ志のむに都大物へ出て。供御乃料に調度ぬぐ志ろ〜ある帰りまる事成ひて。都

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

ゐて君と安徳天皇とアリ。そ〳〵まつりぬと書けり。
あ然いみじく紀妄言なり。おれ諡號宣定奉らずそゝえ
ゆゑ西日壽永四年を保三年ゆゑまる文治三年四月
廿三日に事あり。玉海百練抄等ふくいしくゝえあり混
乱なりとぞさらふ事實よ合ぬ。況て經房卿の位署れ官
位建保五年の時ふ合もだ。ちふて辨官補任ゐ據りて考
ゆに。嘉應二年ゐ左少辨正五位下。兼安三年よ權右中辨
従四位下。同十月廿一日よ従四位上。壽永三年に前年七月安徳天皇都を出さるゝ
左大辨従三位。同九月十八日權中納言ゐ為さるゝそ
もだ。建保のころい既く従三位權大納言と署さるべきを

従四位上侍従行左少辨と書ゆえ違ゆり。たゞし前官
従四位上の左少辨ゐくれそ
し、事えもぞしもゆらぞ況て侍従よりさるゝそるまと
も書ごるに見えゝる事ゆり。但し其え書ゐみ
えざるよこそいゆ實ちゆらむを知らぞとゆそぞふ
法し。ちふゆも侍従の下ふ行と書ゆえ位署の例ゐ
乖ゆり。ふうぐゝ己ゞ位署ゆ書違ふるもちゆる法きゐ然
らの違よりてその偽妄書ゆる事著し。況もれゆるや。
あくゐ又ゆれ文書の添書よ經房卿の事ゆ元仁元年壬
申八月七日逝。行年五十八歳とあるも違ゆり。そそ況づ
元仁元年の干支ハ甲申ゆるを壬申と書アリ。又此卿の

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

薨年ハ系圖ハ正治二年薨五十八歳ニシテ云ヘリ。辨官補
任ニ嘉應二年ノ時ハ二十八歳トアルハ符ヒテレバ件の
添書モヤハリ妄説ナリ。カクテ又其文の奥ハ世嗣の名書
アリ。其ハ始ハ經實ト擧テ。尤近行年八十三歳文永八年
未三月二日ト書テ。ソ後ハ十三代ハ當ヲ云ヘリ經久右衛
門五十二歳天正十五亥四月十八日ト代ハ同ジ例ハ書継タ
リ。但シ十一代經一の下ハ市郎兵衛ト云ヘリ。ソノ
ヲ記セリ。ソノ記シテ没年ヲ云ヘリ。
經實の譜ハ尤近ト書リ。經房卿の子ナリ。ハ
尤古麻呂ノ事ときもあ。ク記セルモノ。ソテ其經
實ハその建保五年ハ書リ本文ハ我子尤近麻呂廿五歳

と記シタリ人ハ。文永八年ハ齢八十歳ナルベキヲ。譜ノ
八十三歳ト書リモ違ヘリ。ハ其代ノ中ハ經春ハ没年
ハ文禄二亥ト書リモ違ヘリ。其年ハ干支ハ癸巳
ナリヲ。又二代ト十三代トハ經久ハ遠長ハ語
リハ傳ヘル代ノ中ハ同族モ
ナリ。ハ在經ノ中ハ云ヘ。又三代の孫ハ字ハ勘解由。
次ハ勘太ト云ヘ。ハ勘兵衛ト云ヘ。此文書の在ケル家
主の名ハ勘兵衛ト云ヘ。ハ書ケルトモ
世ノ人ハ云ヘ。其記ル代ノ字ハ在ケル
添書も世嗣の名書も本文と共ニ作リ書リ
ハ
ハ
ハ

殆ほゝ絶らのおのふを世よ此天皇の云これ舊蹟ありと
以ふのあやまりをもきゝ兄えく實あるいはるべくもあらば。
はゝ〻神器の事かとふはゝ或らゝ紀說のゆりなむ
にもかゝれても心ゝでむべきふはゆらばかし
おのゝ年若きころ前に陸奥の會津に百姓池田惣平と以るものゝ宅の棟木
ふ昔ゝり結ひ附そるそのゝ在るを。故ゆゝくゝ下ゝし見るふ箱ゆゝ開
きゝるふ文書あり。今度北狄よ相渡候為粮米栗七斗借用之於歸國無之
者時將軍可預裁斷者也文治四年四月十一日池田惣平殿伊豫守源義經花押
右筆亀井六郎と書そゝとゝく書寫をるものをゝゝりき。此文もべく事狀よ合
はゝふゝと論ふふも見らぬ趣なるぶうへに義經と文治五年閏四月衣河館ゆく自殺
の由吾妻鏡ふゝえそゝり。そゝ一說のごとく蝦夷よ遁と渡ゝそらむふも。律
も無きに前年の四月の頃北狄よ渡る屋きにゆらざるをやかゝる類の偽
妄文を作ゝ偽說をゝゝて事を謀らむとゝゝる
をふ人。のほゝふもをりゝくきゝてんそゝり

殘櫻記後書

はゝふゝを思ふ人ハ必ゝうゝつ太刀もまことの道ふはゝを用
ひ見ふ書とゝる筆をはゝとゝ或考ゝはゝふゝ或志ゝ人
の道をはゝくゝをゝ和ゝ松ゝつゝ經ゝ真心をゝけふゝふ信友
ゝ〻ゝ此の紀志ゝはゝ或ゝる此さむゆゝう記の一書心のはゝと
とゝりおこゝをゝく事ゝあゝをゝはゝくゝもゝけゝつ
はゝをつくゝろひこのくゝをゝとゝ和ゝくゝち記さ紀私心ハゝゝをゝかゝを
ゝ〻ゝ屋ゝをゝふゝをかゝ〻ゝあゝゝ見ゝ上ゝゝを下ゝふゝをゝ義事も
あゝ紀事も侍ゝ〻ゝ〻ゝかゝくゝさゝ拔ゝゝゆゝゝはゝこゝの由
はゝみつひゝゝゝ志ゝゝゝゝ天地の間ゝいゝをゝ尊くゝゝゝゝかし

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

おぼえ天はの御おもくへの一ぞくをほろぼし
おぼされたる中ふは見ぬもかなしくよむもかし
こく身ふかみあさへなむれかゆるをいかなるまてこの神
ゝ御おぼすさゝれ吉事禍事ゆゑ事をとゝのへやゝく思ふ
とをちおきき世の人ゝ心みはこのゆゑおぼす法ゑ事あるゝ孫ハ
ゆるゆるしゝゆゑゆゑゝをとつハ思ふるむゆゆりけふ
そをもしゝ大伴佐伯の氏を遠つ神世より朝廷をゆゆる
武士の家なる式ゝ法のおろほひとりの物ゝ家ともう
法をかをり書ゝ道尊ゝゆゆふ事ゝをきゝ世の人
ゝ心まゝゆかゝゝゆゆゆり後ハかゝゆくもか

しおきをゝら大御心の大御心あゝぬゝをひ出ゆゝ
ゆ来てゝゝをもかゝおぼす大御中らひは雲霧ゝ屋をく立
屋をゝゆをゝ大御かゝみはゆりおちゆふゆゑより出
来をむつゆゝう仕うまつる武士をもおぼのれふれを
ゝろみれをゆふ御勅命ありゝこゆゝゝ引
ゆかをゝ何かゝゝ氏人ゝゝの氏人をゝゝ末ゝは及ふ
まゝゆ親子はゝらゝ立をゝゆゝゝゆひをゝかひゝ君
の御ゆゑふゝ父をゝかゝ屋をゝ兄をゝおゝうちゆひ
ゆゝらゝふゆゆゝゝゝゝゝゝ後ゝひゝれ
ゝゝゝゝの家の私事ようつをゝゝのゝらゝ残むゝひを

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

のゆく末をかなしく世
社中みなをかなしく上下の心をつくしたるへきを
ハまをえらん大御心も大御心とある世おく鎌倉山の山風
ふきあのうら波吹ちらされ〳〵ハさらぬもゆり
はらふをはやく同しきを野の山下風をへよるなみ
吹きさこそ〳〵はかこきゆ現津御神をえらこそ
しも遠つ嶋こはふるなみ〳〵奉る久方は天つ日
嗣をうちぬく風の海ふくはらはを海しを
大御安見殿よやをみし給ふ年月のほやをおく松を居
立のそらを給ひ給へら御心のそらを家高く品高

き官人をもわの心ゆ心とをた九重の都よありあのら
浪よあをよふちをしてゆく我人もを人をうら色
しと志のふをも猶ゆをりあをやかしおく松けのを
給ひ給へかし軒の下露かけをくを以をもの〳〵志そ
の御世は御ありさあよおむゆりけるかく為又の社山
下風のはら〳〵さを今ハ世の民草をふくをおく以ろ
見えをそをわをの武士とをうら我ゆをを
わをにををら大御心あを今ハのあうちほろをさ
やと思ひ〳〵をを給ひをそをかをいきほひある海を
中のゆる武士をにをからせ給をつひをそを山

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

下風そうちほろぼされぬる我を我と此のみる事ふの所を
けぶそはをるの大御心の引のこさをかひく侍こゝをあふ
方ゝそよらを落をぬ所〳〵と名ゝねふ下根のあらゝ所
〳〵武方ゝなひを落ぬく事ぬ侍きぬのこありくい
ゝ〳〵く所らくゝかゝ〳〵きき事ぬみ志りをを
こゝをて鎌倉山ゝとりこゝをまぬを遠つ嶋山ゝうぬし
奉り所とぬのさゝ女ゝ所ゝぬあらひよ所らひふ
きか〳〵こ我ゝあ〳〵ぬの侍きぬふ北南と二方ゝ大朝
廷も立ゝをれゝ〳〵て天の下ハ西東風浪のをを
紀やむ時所くゝをゝくゝぬ年月我ゝむ經ゝふさてゝむ

此ふゝみゝ志侍ぬをれをゝこゝ〳〵野ゝ所ゝ〳〵野の花く北山櫻花咲
ちゝ春秋を經く神ゝを神と侍〳〵ゝまを御子をゝ大君ゝ
真木たゝあゝ山中ふ所ぬ所てゝし侍く谷ゝ友ゝふ鹿猿の
ゝ志御垣ふちかく岩ハ〳〵ゝ山水の音我ゝを朝ゝふ聞
あらゝを落ひ所ふをき木のくれを安武大御心もなく
所か〳〵ゝらし落ひく侍ハをく〳〵ゝ所やしきゝのゝぬき
をゝ所紀やゝ侍ゝらゝ木ぬやゝ侍ゝ〳〵くゝ所ひうしる
をれ侍〳〵くゝて所をを所ゝ〳〵く所ゝを所ゝけ所く
所ゝもゝ〳〵ゝ所紀をゝふ所むあゝ所ゝゝ侍ゝ〳〵ゝを
ゝの所ゝ神の御心ゝゝ志のあをけゝふふの所ゝ所ゝ今かく

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

此ゆみよりをる事は跡絶見奉るも涙も袖ぬらされ
世のありさまハいかゝむかしなくもゝ実ぶきうをふ
ゆむ時をるこゝ絶えのゝ時のら此ふうは絶るゝ〳〵ぬし
ゆゝ雪を思ふ一ちちつよくてこの時書よの書とはこいて
引ゝ〳〵すくゝ雪ゝ記ゆゝつかゝゆゝくもあやゝか〳〵ゝ紀
大御神寶天つ御ゝ引〳〵の八尺勾璁之五百津之御須麻
流之珠の御幸の御座所を明らかゝ〳〵ゝ奉らむ社
真心よゆむゆりけふ此本文はゝあらは末つうゝふゆゆ
つゝ〳〵ゝ雪ゝ又ゆる人よ答すら社をるかきゝ〳〵のあ
けつゝ記ゝゝこゝゝ明らかふ〳〵ゝ世は中ゝ吉事

ゆの事はゝあひゆきゝ一かゝゝらさる世のゝ雪
わゝ紙もゝ雪ゝ得ら社ゝる事の雪ゝ〳〵ゆゝかゝ
我書ゆ時雪あゝけゝる此ゆみ大平ゆ見せふおこゝゝくゝあ
くゆむゝるをふゝ社ゝみゝて汝ゝ心いゝゝゝそゝ思ふ
ゝゆふゝ〳〵一くゝゝり書社雪ゝよゝれハ世の人の人よ
けゝゆみゝひ得くゝへゝけゝ〳〵くゝる心ゝゝゝ雪社
ゝの時社書ゝのゝゝふゝゝしふゝゝふゝゆ思ゝし
ゝゝいゝおこゝゝゝゝゝゝゝ又ゆゝん心の一言とこの事をゝ〳〵
ゆゝかゝゝく思ふゝにゝ〳〵此一ゝゝゝゝゝゝかくゝ紀ゝふ
ゝふゆむゆりけ

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z
ガラス使用

文政七年甲申八月廿八日　　本居大平

此の書は中島廣足翁の乞ひによりて伴信友翁のもとより人を寫さしめおくるまゝ也
元は巷中の朱書は皆伴翁の筆なり
こゝに明治四十年五月廣足翁の遺書の中より見いでゝ求め置きぬ

原雄

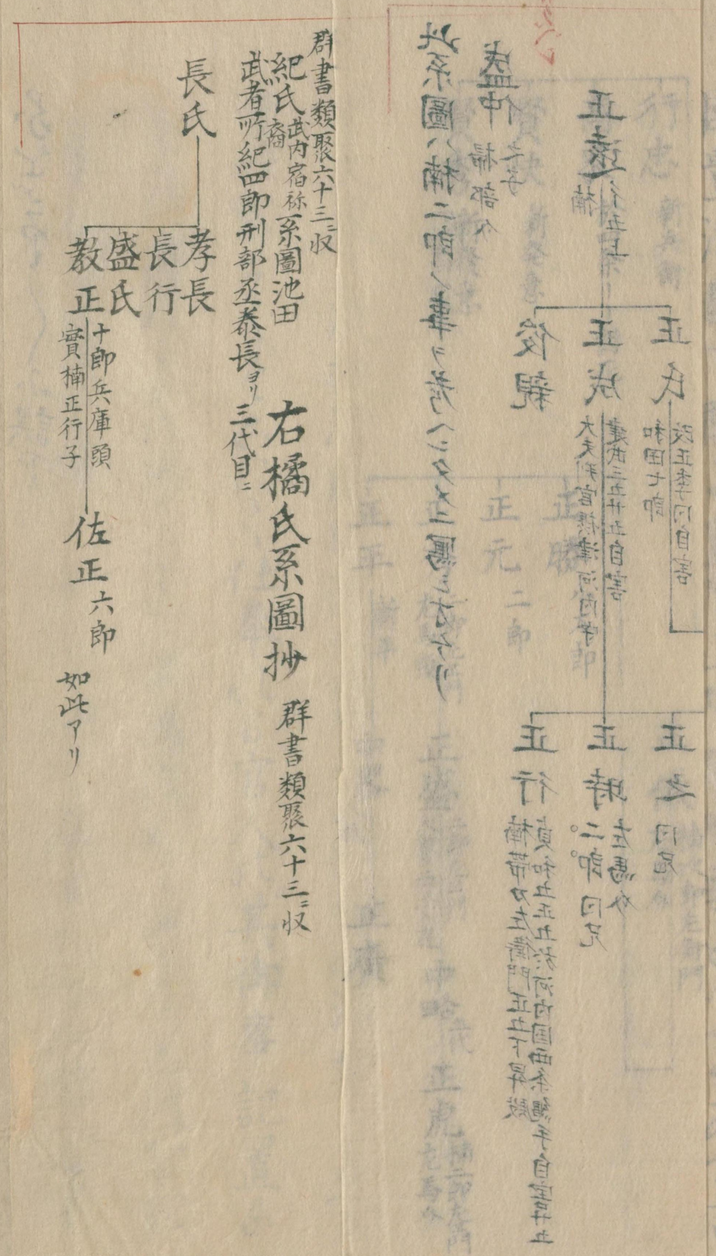

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z　ガラス使用

文政七年甲申八月廿八日　　本居大平

此の書は中島廣足翁の乞ひによりて伴信友翁のもとより人を寫さしめおくられまゐらせ侍りしを君は老中の朱書は伴翁の筆なり
ことし明治四十年九月廣足翁の遺書の中より見いでて求め置きぬ

原胤昭

此系圖ハ楠二郎ノ事ヲ考ヘンタメニ寫シオケリ

此系圖ハ尼ヲ省クベシ

- 盛仲（掃部介之子）
  - 正遠（楠イ五上）
    - 正行（楠帯刀左衛門正五下昇殿 貞和五正五於河内国西条縄手自害廿五）
    - 正時（二郎 冗兄 左馬介）
    - 正之（冗兄）
    - 正儀（楠次郎左衛門 左馬介）
  - 俊親
  - 正成（大夫判官摂津河内守 建武三五廿五自害）
    - 正氏（和田七郎 改正季冗自害）
    - 正勝（小太郎）
    - 正元（二郎）
    - 正秀（二郎左エ門 左馬頭）
    - 正平（新平）
    - 正盛（二郎左エ門 大饗西洞入道）
    - 中略（九代）
    - 正虎（楠二郎左門 左馬介）
  - 行忠（新兵衛）
  - 高家（於四条ノ一討死）
  - 賢快（新発意）
  - 賢秀（新発意 冗高家）

楠氏系圖抄

群書類聚六十三収

紀氏（武内宿禰系圖池田武者所紀四郎刑部丞泰長ヨリ三代目）

- 長氏
  - 孝長
  - 長行
  - 盛氏
    - 教正（十郎兵庫頭 實楠正行子）
    - 佐正（六郎）

如此アリ

楠氏系圖抄

群書類聚六十三収

- 中畧（八代）
  - 正廣

国立国会図書館　タイトル『残桜記』　請求記号 210.46-B56z　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『残桜記』 請求記号 210.46-B56z

ガラス使用